綾川町第1次総合振興計画

まちづくりビジョン 2007-2016





香川県 綾川町

綾川町第1次総合振興計画

平成19年3月

綾 川 町

ごあいさつ

平成18年3月21日に綾川町が誕生して1年が経過いたしました。この間、町民の皆様におかれましては、町政発展のために大きなご支援・ご協力をいただき心から感謝しております。



今回、綾川町第1次総合振興計画の策定に当たりまして思うことは、町民の皆様からのご意見が町政運営を行う上での基本となり、励ましをいただくことは大きな力となることであります。さらに、先人の努力により歴史と文化の町としての立派な基盤が築かれていることに感謝をし、町民の皆様と共に喜びとすることであります。

少子高齢化などによる社会の変化に加え、国による地方分権・平成の大合併の推進により、香川県は人口42万人の高松市をはじめとする8市9町に再編成されました。このような中、大都市と地方の経済的格差が問題となり、またそれが地域社会において基本となり重要である、福祉と教育の人間を創造することに影響を与える可能性も指摘されています。

綾川町第1次総合振興計画は、このような時代の流れを捉え、医療・福祉・教育・文化・スポーツ・産業・地域社会・日中友好をはじめとする国際交流などの各施策について、今後の綾川町のまちづくりにおける方向性を示すものとして策定いたしました。

綾川町の将来像である「いきいきと 笑顔あふれる 定住のまち あやがわ」の実現を目指し、町民の皆様のご支援・ご協力をいただきながら計画の推進に取り組んでまいります。

最後になりましたが、計画策定に当たりご協力をいただきました町民の皆様 や町議会の皆様に対しまして、厚くお礼を申し上げます。

平成19年3月

綾川町長 藤井 賢

第1編 はじめに

第	1	章	計画	「の	背景	₹													 	 	 	. 3
1		計画	策定	<u>:</u> の	趣旨	i													 	 	 	. 3
2		計画	の位	置	づけ	ع ر	構瓦	፟ •	期間	間.									 	 	 	. 4
		(1) 計	画(の位	置:	づけ	·											 	 	 	. 4
		(2) 計	画(の構	成													 	 	 	. 4
		(3) 計	画(の期	間													 	 	 	. 6
3		計画	の性	: 格	と谷	多割													 	 	 	. 7
第	2	章	綾川	囲丁	のま	55	まし	ر											 	 	 	. 8
1		町の	概沉	2															 	 	 	. 8
		(1) 位	置	ヒ地	勢													 	 	 	. 8
		(2) 沿	革.															 	 	 	. 9
		(3) 人		・世	帯	数												 	 	 ′	1 0
		(4)交	通现	睘 境														 	 	 ′	1 4
2		住民	の意	意識															 	 	 ′	1 6
第	3	章	まち	づ	< I) の	特性	±ځ	課題	題.									 	 	 ′	1 8
1		町の	特性	Ε•	特徨	牧													 	 	 ′	1 8
2		まち	づく	נו	の誤	果題													 	 	 2	2 0
第	2	編	基本	本 楫	想																	
第	1	章	あゃ	ゕゕ゙	わま	きち	づく	(1)	ビ	ジ:	ョン	/							 	 	 2	2 5
第	2	章	まち	づ	< 1;) の	考え	え方											 	 	 2	2 6
1		まち	づく	נו	の理	▮念													 	 	 2	2 6
2		綾川	町の)将:	来像	R													 	 	 2	2 7
3		まち	づく	נו	の基	基本	方釒	†	~		Гđ	5 tb	カ	バオ	つま	ŧ ?	5	づく) ,	 	 2	2 8
第	3	章	分野	別	まを	っづ	< 1)方	針.										 	 	 2	2 9
第	4	章	まち	づ	< !) の	フし	<i>/</i> –	厶.										 	 	 3	3 5
1		人口	フレ	<i>,</i> —	ム														 	 	 3	3 5
2		十批	利田	古	針																,	3 7

第	5	章	ま	5	づ	<	IJ	重	点	プロ		ジ	I '	クー	-												38
1		点重	プ	[°] □	ジ	I	ク	 	の	位5	置:	ブ	け.														38
2		まち	づ	` <	IJ	重	点	プ		ジ	I '	ク	ト.														3 9
		(1)		テ・		₹.	Α	į	<u>ت</u> ت		5 島	豊カ	ヽな	Г	綾]]]	人.	1 7	` <	IJ	プ		ジ	エ !	ト	39
		(2)		テ・		マ	В	١	こき	ぎれ	こし	ع ۱	: 活	力	の	拠	点升	肜成	プ		ジ	I	ク	۲.		4 0
		(3)		テ・		マ	C	,	とか) Ø	り 俊	建厚	₹ の	里	プ	П	ジ:	ェク	 							4 1
		(4)		テ・		マ	D	J	楚 史	ع =	<u> </u>	睘 埐	きを	育	む	プ		ジェ	ク	۲						42
							_																				
第	3	編	基	本	信	囲																					
								_								•											
		章																									
		保健																									
		子育																									
		高齢																									
		障害																									
		地域																									
		社会																									
		章																									
		自然																									
		循環																									
		自然																									
		章																									
		土地																									
		道路																									
		上水																									
		情報																									
		住宅																									
6		防災	•	防	犯	•	交	通	安	全.																	8 7

第	4	章	わたしらしさが輝く学びとふれあいづくり	9 1
1		学校	教育	9 2
2		生涯	学習	9 5
			・スポーツ	
			年育成1	
5		ふれ	あい・交流1	0 4
第	5	章	まちを元気にする産業の活力づくり1	0 6
			業1	
			業1	
第	6	章	ちいきぐるみで進めるまちづくり1	17
1		住民	自治・コミュニティ1	18
2		多樣	な住民参加1	2 0
3		行財	政	22

資料編

第 1 編 はじめに

第1章 計画の背景

1.計画策定の趣旨

平成18年3月21日、合併により誕生した本町は、まちづくりにおいても新たな出発点に立っています。

少子高齢化や核家族化といった人口・世帯の動向、情報通信技術の進展、環境 の重視及び安全・安心まちづくりなど、地域社会を取り巻くさまざまな動きが見 られるとともに、地方分権の進展や合併による自治体再編など、まちづくりの枠 組みそのものにも大きなうねりが起こっているところです。

こうしたなか、本町においても、時代の潮流や社会背景に配慮しつつ、新たな時代にふさわしいまちづくりの方向性を定めることが求められています。多様化する住民ニーズをどう受け止め、住民とともに解決していくか、今こそ、住民と行政が協力・連携し、協働によりまちづくりを進めていくことが大切です。

本書、「綾川町第1次総合振興計画」は、こうした考えから、本町における最も 基本的なまちづくりの考え方や方向性を示す指針として策定するものです。



2.計画の位置づけと構成・期間

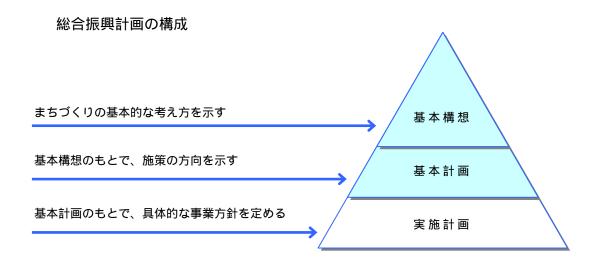
(1)計画の位置づけ

総合振興計画とは、地方自治体が策定するもので、その自治体にとって最も上位にある計画です。福祉や保健、生涯学習、環境、建設及び産業振興など、さまざまなまちづくり分野に及ぶ計画であり、「まちづくりの羅針盤」として、中長期にわたってのビジョンを示すものとなります。

本計画もまた、綾川町におけるまちづくりビジョンとして、最上位に位置づけられる計画となります。

(2)計画の構成

総合振興計画は、「基本構想」「基本計画」「実施計画」から構成されます。



基本構想、基本計画及び実施計画それぞれの期間と内容は、次のようになっています。

基本構想

まちづくりの基本的な考え方や目標を示し、それらを実現するための施策の大綱を定めたものです。基本構想については、以下のとおり、地方自治法において位置づけられています。

【参考】地方自治法 第2条第4項

市町村は、その事務を処理するに当たっては、議会の議決を経てその地域における総合的かつ計画的な行政の運営を図るための基本構想を定め、これに即して行うようにしなければならない。

基本計画

基本構想を受けて、その方向性や目標達成を達成するために必要な基本的施策 の方向を総合的かつ計画的に定めたものです。

実施計画

基本計画において定めた施策を効果的に実施するために、必要な具体的事業を明らかにする計画であり、毎年度の事業実施の指針となるものです。

このうち、本書においては、基本構想及び基本計画についてとりまとめたものであり、本書に基づき、実施計画の策定、見直しを実施していきます。

(3)計画の期間

総合振興計画を構成する「基本構想」「基本計画」「実施計画」それぞれの期間は次のようになっています。

基本構想 : 平成19(2007)年度

~ 平成28(2016)年度の10か年度間

基本計画 : 平成19(2007)年度

~ 平成28(2016)年度の10か年度間

実施計画 : 平成19(2007)年度

~ 平成23(2011)年度の5か年度間

(5か年度経過後、後期実施計画として見直し)

計画の期間

平成1	9年度	20	21	22	23	24	25	26	27	28	期間
西暦200	7年度	08	09	10	11	12	13	14	15	16	知间
基本構想											10か年
基本計画											10か年
実施計画											5 か年

3.計画の性格と役割

本計画は、さまざまな町民ニーズ、意見や意向などを踏まえつつ、望ましい町の発展方向について展望するものであるとともに、地域の主役である町民をはじめ、香川県、国など、さまざまな主体と連携・協調し、より一層効果的にまちづくりを進めていこうとするものです。

町民をはじめとする各主体については、次のような視点から、本計画の推進に 力を合わせていくことを期待するものです。

綾川町民にとって

町民にとっては、綾川町の進むべき方向やそのための取り組み方針についての 共有すべき情報として、また、住民自身によるまちづくり活動や、行政との協働 など、さまざまなまちづくりの実践に向けた拠り所の一つとなるものです。

香川県や国など広域行政にとって

広域的な観点からの本町の振興、活力向上に向けて、大規模事業などを実施するにあたっての要請や調整の手がかりとなるものです。

綾川町政にとって

町の最上位計画となるものであり、さまざまな分野に及ぶ行政施策を体系的かつ計画的に実施する際の拠り所となるものです。

また、まちづくり分野ごとにさまざまな計画が策定される昨今、本計画を頂点 として整合・連携の取れた関連計画の策定、施策の推進にも生かされるものです。

第2章 綾川町のあらまし

1.町の概況

(1)位置と地勢

本町は香川県のほぼ中央部に位置し、109.67kmの町域を有しています。また、北・東は高松市、西は丸亀市、南・西はまんのう町、北は坂出市にそれぞれ接しています。

地勢上は、町の南部に山林が広がり、中央部・北部は小山に囲まれた台地・丘 陵地で形成されています。

また、南部山地に源を発する渓流が合流して綾川となり、長柄湖を経て坂出市 へ流入しています。綾川本流の上流に沿う柏原渓谷は讃岐百景の一つになってお り、これらの渓谷やダム湖等の水と緑の豊かな自然が広がっています。

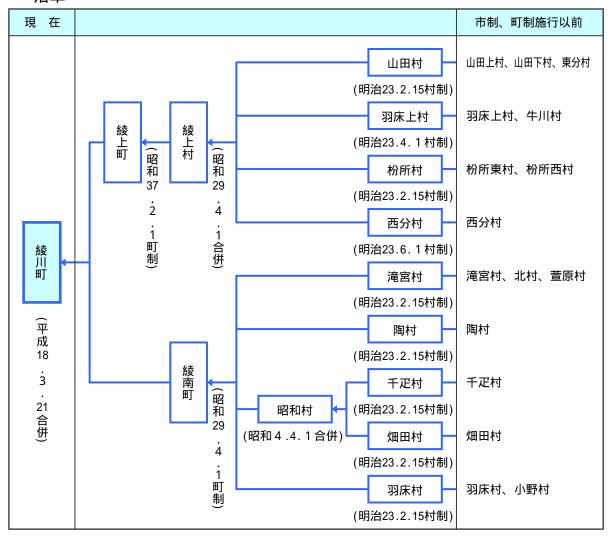


(2)沿革

かつての16村が明治23年の市町村制により9村となり、昭和4年には千疋村と畑田村が合併して昭和村となりました。その後、昭和28年に公布された市町村合併促進法により、綾上村、綾南町が形成され、綾上村は昭和37年の町制施行を経て綾上町となりました。

その後、平成18年3月21日に綾上町、綾南町が合併し綾川町が発足、現在に至っています。

沿革



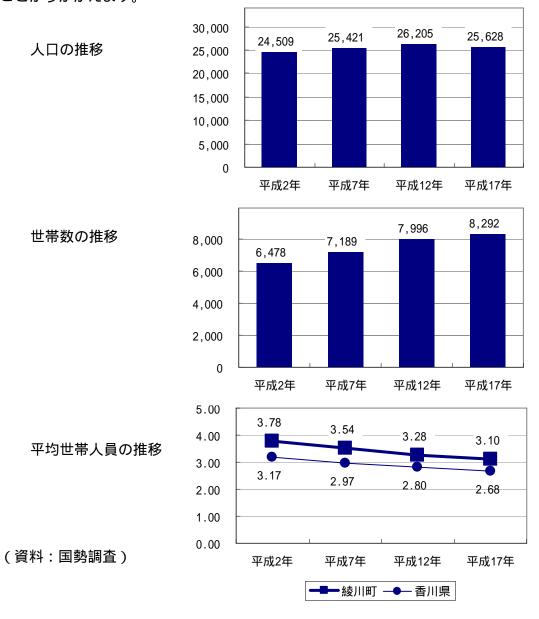
(資料:香川県市町行財政要覧など)

(3)人口・世帯数

人口・世帯数

平成17年国勢調査による本町人口は、25,628人となっています。平成12年まではゆるやかな増加傾向にあったものの、平成17年にはやや減少に転じる推移動向となっています。

一方、世帯数は一貫して増加しており、平成17年には8,292世帯となっています。そのため、平均世帯人員は低下傾向にあり、核家族化が進行していることがうかがえます。



年齡別人口構成

平成17年国勢調査による本町の年齢3区分別人口は、年少人口3,317人(12.9%)、生産年齢人口15,692人(61.2%)、高齢者人口6,608人(25.8%)で、香川県全体と比べて高齢者人口の割合が高くなっています。

過去10年の推移をみると、全国的な傾向と同様、年少人口が減少し高齢者人口が増加する、少子高齢化が進んでいます。

年齢別人口構成比の推移 0% 20% 40% 60% 80% 100% 63.0% 平成7年 15.2% 21.8% 62.0% 平成12年 24.0% 14.0% 12.9% 61.2% 25.8% 平成17年 香川県(平成17年) 13.8% 62.8% 23.3% □0-14歳 ■15-64歳 □65歳以上

年齡別人口構成

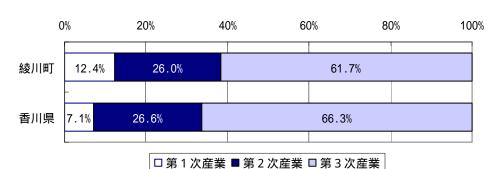
		平成7年	平成12年	平成17年
総人口		25,421	26,205	25,628
年齢3区分別人口	年少人口 (0-14歳)	3,856	3,665	3,317
(実数)	生産年齢人口 (15-64歳)	16,023	16,244	15,692
	高齢者人口 (65歳以上)	5,542	6,296	6,608
年齢3区分別人口	年少人口 (0-14歳)	15.2%	14.0%	12.9%
(構成比)	生産年齢人口 (15-64歳)	63.0%	62.0%	61.2%
	高齢者人口 (65歳以上)	21.8%	24.0%	25.8%

(資料はいずれも国勢調査。総人口には年齢不詳を含むため、 年齢別人口の合計値と一致しない場合がある。)

産業別就業人口構成

平成17年国勢調査による本町の産業別就業人口(15歳以上)は、第1次産業1,595人(12.4%)第2次産業3,345人(26.0%)第3次産業7,948人(61.7%)で、香川県全体と比べて第1次産業の割合がやや高くなっています。

産業別就業人口構成比

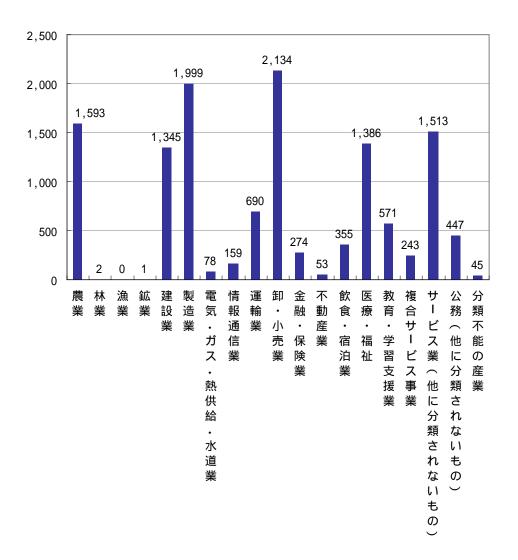


産業別就業人口構成比

		平成17年
産業別就業人口	第1次産業	1,595
(実数)	第2次産業	3,345
	第3次産業	7,948
産業別就業人口	第1次産業	12.4%
(構成比)	第2次産業	26.0%
	第3次産業	61.7%

(資料:平成17年国勢調査。分類不能は第3次産業に含む。)

産業大分類別就業人口



(資料:平成17年国勢調査)

人口流動

通勤・通学による町外との人口流動(移動)については、町民の町外への通勤・通学先、及び他市町民の本町への通勤・通学の双方ともに、高松市との結びつきが非常に強くなっています。

このほか、坂出市や丸亀市などとも通勤・通学の人口流動が見られる状況となっています。

通勤・通学の動き(15歳以上) [町内への通勤・通学] [町外への通勤・通学] 高松市から 2,376人 【綾川町】 高松市へ 5,625人 丸亀市から 町内に住む就業・通学者数 839人 丸亀市へ 684人 坂出市から 427人 14,342人 坂出市へ 680人 まんのう町から 152人 うち就業・通学先が町内の人 善通寺市へ 172人 善通寺市から 122人 宇多津町へ 149人 6,265人 琴平町へ 自町内就業・通学率 146人 43.7% 県外へ 146人

(資料:平成17年国勢調査。100人以上の流動のある自治体について表示。 国勢調査値として挙がった自治体名をもとに、現在の(合併後)自治体区分 ごとに集計したもの。)

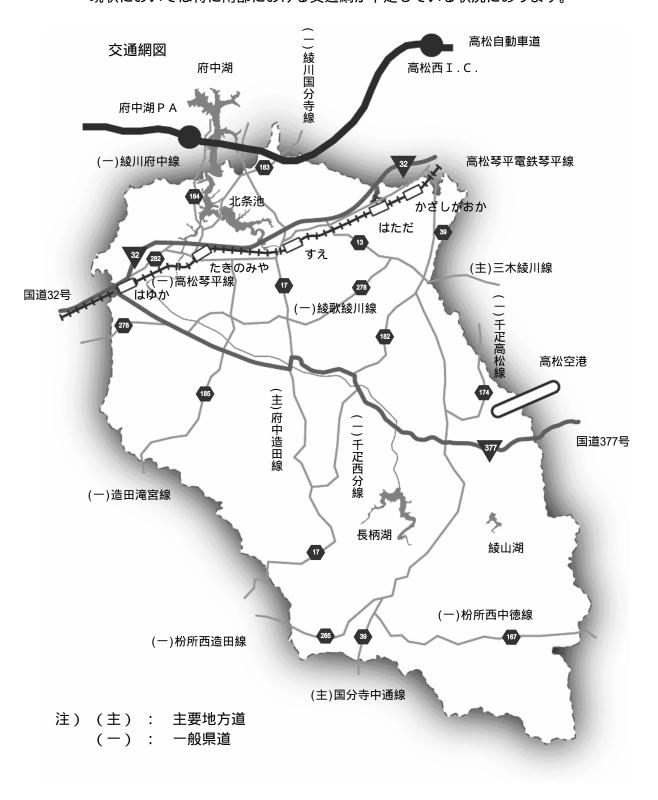
(4)交通環境

本町の周辺の広域的な交通網は、高松空港、四国横断自動車道によって形成されています。

高松空港は本町の東部と高松市にまたがった地域にあり、また四国横断自動車 道は北部を東西に走り、近隣には高松西ICや府中湖PAが立地しています。主要幹 線道路は、国道32号、同377号が東西に走っています。周辺の市町を結ぶ道 路として、主要地方道国分寺中通線ほか2路線、一般県道千疋西分線ほか8路線 が走っています。

公共交通機関は、高松琴平電鉄琴平線が東西に走っており、高松市、丸亀市、

まんのう町、琴平町と結ばれています。また、町営バスが5路線運行されています。 現状においては特に南部における交通網が不足している状況にあります。



2. 住民の意識

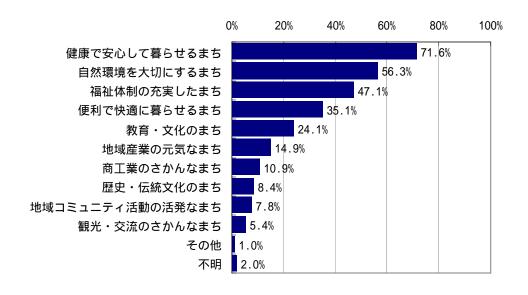
日常生活の様子や、今後のまちづくりに関してなど、アンケート調査によると、 住民の意識として次のような傾向が表れています。

(このアンケート結果は、本町発足前の平成16年、旧綾上町及び旧綾南町における合併協議の過程において実施された調査結果を再掲載するものです。)

「健康」「自然」「福祉」が重視される

・・・まちの将来像

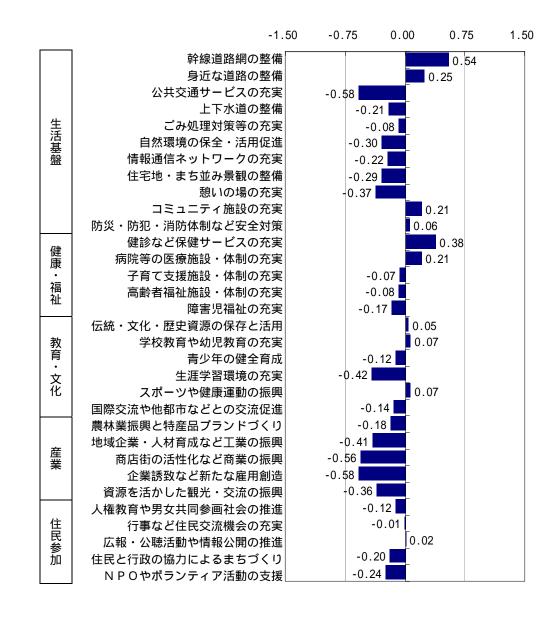
- ・ 望ましいまちの将来像にたずねたところ、「健康で安心して暮らせるまち」が 第1位で71.6%を占めています。次いで「自然環境を大切にするまち(5 6.3%)」、「福祉体制の充実したまち(47.1%)」が約半数を占め、さら に「便利で快適に暮らせるまち(35.1%)」、「教育・文化のまち(24. 1%)」と続いています。
- ・ また、「地域産業の元気なまち(14.9%)」、「商工業のさかんなまち(10.9%)」をあわせると25%を越え、"産業"に関する将来像を望む意見も 比較的多くなっています。



「道路」「保健」は良好な評価、「公共交通」「雇用」には厳しさも

・・・生活環境やまちづくりの評価

- ・ 日常の生活環境や、まちづくりについての評価をたずねたところ、満足度の 高い(評価がプラス)項目としては「幹線道路の整備」「健診などの保健サービ スの充実」「身近な道路の整備」などがあがっています。
- ・ 一方、満足度の低い(評価がマイナス)項目としては「公共交通サービスの 充実」「企業誘致など新たな雇用創造」が多くあがっています。
- ・ 分野別に見ると、"生活基盤"や"産業"に関して、満足度の低い項目が多くなっています。



第3章 まちづくりの特性と課題

1.町の特性・特徴

今後のまちづくりにあたっての、綾川町が持つ特性・特徴については、次のように考えられます。

豊かな自然・歴史資源に恵まれたまち

- ・ 讃岐百景の一つ柏原渓谷など、水と緑あふれる自然環境が広がり、キャンプ 場、公園などとしての活用も行われています。
- ・ 法道寺や滝宮天満宮など、価値の高い歴史資源が多く見られます。

増加のピークを迎えた人口、少子高齢化が進むまち

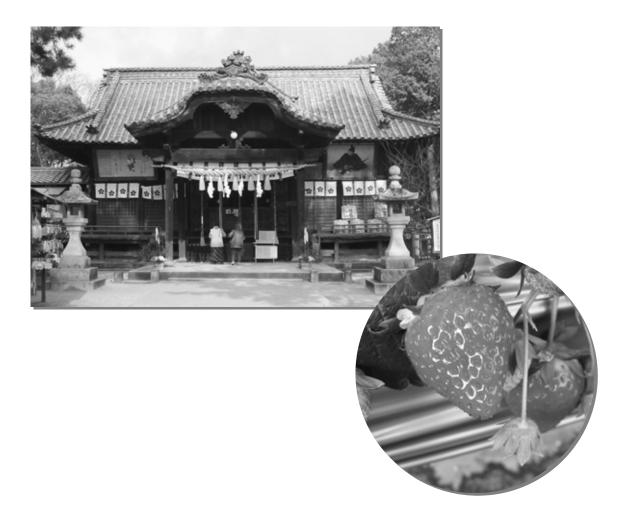
- ・ 人口増加の傾向が一段落しています。
- · 少子高齢化が進んできています。

広域的な交通網に恵まれたまち

- · 高松空港、四国横断自動車道など広域的な交通基盤が充実しています。また、 国県道を主として、幹線的な道路網は地域内外に向けて整備されています。
- ・ 公共交通機関は、鉄道網では琴電がみられるが、バス交通は町営バスのみで、 地域によっては不足する面も見られます。

特徴的な地場産業を有するまち

- ・ サービス業などの第3次産業の就業者が多くなっています。
- ・ 農業は、米を中心に、いちご、きゅうりなどの園芸作物、柿などの果樹栽培 も盛んです。
- ・ 産業を取り巻く厳しい状況の中、工業団地には優良な企業の誘致も進んでいます。
- ・ 商業は、既存店舗等とともに、大型小売店舗、沿道型店舗が増加するなどの 傾向が見られます。
- ・ 自然や歴史のほか、うどんやいちごなどの特産品を活かした観光を展開しています。観光客数は横ばい傾向での推移となっています。



2.まちづくりの課題

長寿高齢社会に対応した福祉・保健・医療体制の充実

町の人口は、将来的には減少し、高齢化も着実に進行するものと予測されます。 こうした状況を反映して、住民意向分析結果においても「健康で安心して暮らせ るまち」という将来像を望む意見が最も多くなっています。

こうした背景を踏まえ、本町のまちづくりにあっては、長寿高齢社会に対応した福祉や医療体制の充実を図り、だれもが健康で安心して住み続けられるようなまちづくりを強化していくことが重要となります。

自然・歴史資源の保全・保存と活用

町には、柏原渓谷や清流綾川といった水とみどりあふれる自然資源を有しており、住民意向分析結果においても、「自然環境を大切にするまち」へのニーズが高くなっています。また、法道寺や滝宮天満宮といった価値の高い歴史資源も多数存在します。このように、自然や歴史資源は郷土の個性や魅力を構成する重要な要素となっています。

しかしながら、観光客数が伸び悩むなど、現状ではこれらの魅力を最大限に活かしているとは言えない状況にあります。

このため、今後のまちづくりにおいては、これらの資源を守り、受け継いでいくとともに、地域の活性化や個性豊かなまちづくりに、積極的に活かしていくことが重要となります。

快適で利便性の高い生活環境の形成

住民意向分析結果によると、幹線道路の整備や保健サービスなどに対して、一定の評価が得られているものの、特に若い世代において、「便利で快適に暮らせるまち」へのニーズが高くなっています。また、公共交通サービスなどの生活環境の向上は、大きな課題と言えます。

このため、今後のまちづくりにおいては、より快適で利便性の高い生活環境を 形成していくことが重要となります。

少子化に対応した子育て・教育環境の充実

高齢化の進行とともに、町では将来的に少子化の傾向も大きくなるものと予測されます。「子育て支援施設・体制の充実」や「学校教育・幼児教育の充実」に対する住民ニーズは、全体としては顕著ではありませんが、若い年代では非常に高くなっています。また、「教育・文化のまち」の将来像についても同様で、若い年代でのニーズが高くなっています。

こうしたことから、少子化に対応し、子どもが地域で健全に育ち、地域の担い 手として成長できる、また、地域で子どもを産み・育てたくなるような環境づく りを進めることが重要となります。

加えて、適正な人口構成バランスを確保し、都市の経済活動やコミュニティの活力を維持・強化していくためにも、若者の定住化を促進するような環境づくりを行うことも重要となります。

産業・雇用基盤の強化

長引く不況の影響を反映し、住民意向分析結果によると、「企業誘致など新たな雇用創造」、「商店街の活性化など商業の振興」など、産業分野全般にわたって満足度が低い傾向にあります。また、産業に関連するまちの将来像への意向も比較的高い割合にあります。

こうしたことから、若年層の定住化やまちの活力の維持・強化に向けて、産業・雇用基盤の強化を図っていく必要があります。

住民主体のまちづくりの推進

これからのまちづくりにあっては、生活者である住民が、主体的にまちづくりに関わっていくことが求められます。本町総合振興計画においても、住民が参加し、住民で取り組むまちづくりが重要なキーワードとなっています。住民意向分析結果によると、「住民と行政の協力によるまちづくり」へのニーズが比較的高くなっていますが、住民が主体的に行うボランティア等の活動などへのニーズは低く、その関心は高いとはいえない状況にあります。

このため、今後のまちづくりにおいては、住民の関心を高めるなかで、より一層の住民主体のまちづくりを実現することが重要となります。

第 2 編 基本構想

第1章 あやがわまちづくりビジョン

今後10年間にわたる、本町まちづくりの考え方を示す基本構想については、 骨格となる将来展望(ビジョン)について次のように考えます。

まちづくりビジョン(フロー)

安らざ・いきいき・定住のまち まちづくりの理念 地域ぐるみで育むまち 自然と歴史が輝くまち 綾川 町 の将来像 いきいきと 笑顔あふれる 定住のまち あやがわ 」 「あやがわまちづくり」まちづくりの基本方針 ▶ あ たたかく支えあう健やかな暮らしづくり や さしさを育む豊かで心地よい環境づくり か いてきで安全なふるさとづくり わ たしらしさが輝く学びとふれあいづくり ま ちを元気にする産業の活力づくり ち いきぐるみで進めるまちづくり

理念や将来像など、それぞれの考え方につい ては次ページ以降に示すとおりです。 基本方針『あやが(か)わまちづくり』は、「綾川町(あやがわちょう)」と「まちづくり」をもとに、地域らしさのあるまちづくり方針として定めたものです。

第2章 まちづくりの考え方

1.まちづくりの理念

町の現状やまちづくりの課題などを踏まえ、本計画における目標として次の3 点を掲げ、これに基づくまちづくりの取り組みを進めていきます。

安らぎ・いきいき・定住のまち

住む人が安らぎ、安心して暮らし、いきいきと活力に満ちて働けるような、定 住環境豊かなまちづくりをめざします。

自然と歴史が輝くまち

自然や歴史といった存在を町の宝として守り育て、個性や魅力として創造・発信するとともに、地域への誇りと愛着を育むようなまちづくりをめざします。

地域ぐるみで育むまち

住民どうしやコミュニティ、企業など、地域を形成するさまざまな主体がまちづくりの主役となり、活力や魅力にあふれるまちづくりをめざします。

2. 綾川町の将来像

本計画の推進によってめざすべき町の将来像について、次のように考えます。

将来像

「 いきいきと 笑顔あふれる 定住のまち あやがわ

合併により新たに始まった、私たちのふるさと、綾川町のまちづくり。

豊かな自然環境や地域資源を生かし、少子高齢化などの時代背景を踏まえたまちづくりを進める一方で、そうしたまちづくりの結果求められるものは、住民のいきいきとした暮らしであり、笑顔やふれあいにあふれた日常であり、さらにはいつまでも安心して、安全に暮らし続けることのできる定住環境であると言えます。

本計画における将来像は、こうした考えから、いつの時代にあってもいきいきと活力や笑顔が広がる、暮らしのまちとしての位置づけを継続してめざすものとし、

「 いきいきと 笑顔あふれる 定住のまち あやがわ 」

として掲げます。

3.まちづくりの基本方針 ~ 「あやがわまちづくり」

まちづくりの理念に基づき、将来像の実現をめざすために、まちづくりの基本方針として次の6点を掲げます。

あ たたかく支えあう健やかな暮らしづくり
~保健・福祉・医療
や さしさを育む豊かで心地よい環境づくり
~自然・地域環境
かいてきで安全なふるさとづくり
~ 土地利用、地域基盤、安全まちづくり
わ たしらしさが輝く学びとふれあいづくり
~ 生涯学習・スポーツ、ふれあい・交流
ま ちを元気にする産業の活力づくり
~ 産業振興
ちいきぐるみで進めるまちづくり
~コミュニティ、住民参加、行財政
ブ
<
本方針『あやが(か)わまちづくり』に

本方針『あやが(か)わまちづくり』は、「綾川町(あやがわちょう)」と「まちづくり」をもとに、地域らしさのあるまちづくり方針として定めたものです。

第3章 分野別まちづくり方針

まちづくりの基本方針「あやがわまちづくり」の体系に基づく、各まちづくり 分野別の方針(施策の大綱)については、次のように考えます。

·**あ**たたかく支えあう

健やかな暮らしづくり

少子高齢化が進むなかで、生涯を通じて自分らし くいきいきと、安心して暮らすことのできる環境づ くりが今まで以上に求められるようになっています。

こうした社会の動向、多様化する健康・福祉ニーズなどに対応した、健やかにいきいきと暮らせるまちづくりをめざします。

母子、成人、高齢者などへのきめ細かい保健サービスの提供により、住民が健康で自立した生活をおくることができるような保健・健康づくり対策の充実を図るとともに、安心できる医療体制の充実を促進します。

さらに、高齢者や障害者を含め、すべての人が生きがいを持って暮らしていけるよう、様々なニーズに対応できる福祉対策の充実を図ります。また、少子化への対応として、このまちで子どもを産み育てたいと思えるような、子育て支援体制の充実を図ります。



2. やさしさを育む

豊かで心地よい環境づくり

町内に広がる、水とみどりにあふれる豊かな自然 環境は、本町固有の大切な財産であり、こうした資 源を大切に守り、より良い形で活かしながら共生す るまちづくりをめざします。

このため、貴重な清流や山林、田園風景などの保全や活用を図り、大都市とは異なる魅力を創造し、 定住環境の向上を図ります。

快適で環境にやさしいまちづくりを進めるため、 ごみ・し尿対策の充実に努めます。また、地球規模 での環境保全への取り組みを強めるため、住民の環 境意識の高揚を図るとともに、省エネルギーやリサ イクルを推進し、環境にやさしい循環型社会の構築 をめざします。

さらに、環境を阻害する要素である公害問題についても、抑制に向け地域ぐるみでの取り組みをめざします。



暮らしの場として、日常生活をおくる上での快適性や、災害や犯罪などからの安全性の確保もまた、まちづくりの重要な取り組みとして求められる時代が訪れています。

まちづくりの基盤となる、秩序ある土地利用を図り、だれもが安心して快適に暮らせる住環境を形成することで、住みたくなる、住みつづけたくなるようなまちづくりをめざします。

このため、住民ニーズの高い公共交通の充実に加え、道路網や上下水道といった都市・生活基盤の充実を図ります。また、公園・緑地や優良な住宅の充実を図るなど、身近な住環境の向上を図ります。

また、南海地震などの大規模災害が想定されるなかで、防災面での安全性確保に向けた取り組みについても進めていきます。

さらに、防犯・交通安全対策を進め、だれもが安全に安心して暮らせるまちづくりをめざします。





4・わたしらしさが輝く

学びとふれあいづくり

住民一人ひとりが心豊かに日々をおくることのできるまちをつくるためには、学びを通じた生きがいづくりや、いきいきとしたふれあい・交流を促進していくことが大切です。

子ども一人ひとりの個性を大切にした学校教育環境の充実を図るとともに、地域の自然環境や歴史・文化に身近にふれることができる環境づくりや、住民の多様な学習ニーズに対応できる生涯学習施策の充実、青少年が健全に成長できる社会環境づくりを進めます。特に、学校教育施設については、老朽化などに対応した更新・再整備について、計画的に取り組んでいきます。

また、さまざまな学びやふれあいを通じ、町の活力につながる人づくりや、次代を担う人材の育成に努めます。

さらに、文化やスポーツ活動などについても積極的に支援し、住民による活発な創造・交流活動を育んでいきます。このほか、各種イベントなどを支援し、町内外にわたる住民の交流活動を育成していきます。





地域経済面での活力や、雇用・就労による若年層の定住化、ひいてはまち全体の活力の維持・強化に向けて、産業が活発なまちづくりをめざします。

農業については、担い手の育成、生産基盤の充実などを図るとともに、園芸作物などの既存の生産基盤・技術を活かしたブランド力の強化などを進めていきます。

商工業については、地元企業の活性化を図り、さらに大規模商業地域の開発とともに優れた広域的交通基盤を活かし、雇用の場を確保・創出します。

観光については、豊かな自然・歴史資源などの優れた地域資源を最大限に活かし、活気とにぎわいのあるまちづくりを進めます。





社会経済の変化や多様な住民ニーズに適切に対応するなど、これからのまちづくりを進めていくためには、行政ばかりでなく、住民や企業など、地域全体で連携・協力しあっていくことが今まで以上に求められます。

こうしたことから、住民自身にやさしさや支え合いの心を育て、地域や住民が主体となった活動を促進するなど、多様なまちづくりの実現をめざします。

自治会・自治会連合会など、地域に根ざした連携・協調のための組織活動を支援します。また、人づくりやボランティアなど関連する組織・団体による住民活動を支援します。

男女共同参画社会の実現に向けた施策展開を図るなど、すべての人が平等に社会参画できる体制づくりや、まちづくり活動への参加を一層促す体制づくりを進めます。

行政においては、多様なまちづくりを支援する体制を充実するため、開かれた行政を推進するとともに、限られた財源を有効に活用するため、効率的・効果的な行財政運営に努めます。



第4章 まちづくりのフレーム

1.人口フレーム

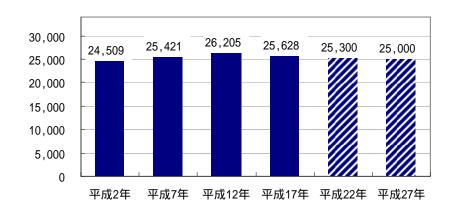
これからのまちづくりを進めるにあたって、将来におけるおおよその町の規模 として、人口について次のように想定します。

本町の総人口(国勢調査人口)は、平成12年を境に、平成17年にはやや減少の傾向へと転じました。わが国全体の人口もまたピークを迎え、今後は「人口減社会」の到来が見込まれており、本町においても、今後人口規模の維持・確保に努め、減少傾向をできるだけ抑制していくことが求められます。

こうしたなか、将来人口動向については、今後もゆるやかな減少傾向が続くものと想定し、国勢調査年である平成27年には25,000人程度、計画の目標年度となる翌平成28年度にも、同程度の人口規模を見込んでいます。

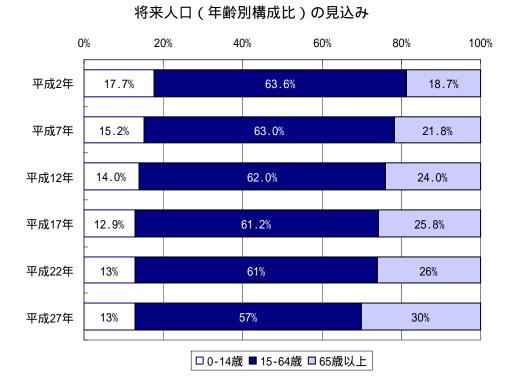
今後のまちづくりにあたってはこうした見通しを踏まえ、25,000人台の 人口規模に対応できるものとしての取り組みを進めていきます。

将来人口の見込み



平成2~17年は国勢調査による実績値。平成22、27年は見通し。

また、人口の年齢区分については、少子高齢化の進展を見込み、年少人口(0~14歳)の構成比は13%前後での比較的小さい推移となるものの、高齢者人口(65歳以上)の構成比は全体の3割程度まで上昇するものと想定されます。また、これらの動きに伴い、生産年齢人口(15~64歳)の構成比はゆるやかに減少していくものと見込んでいます。



平成2~17年は国勢調査による実績値。平成22~27年は見通し。

2. 土地利用方針

109.67kmの町域を有する本町においては、合併により広域化したため、 保全や活用など総合的な観点から土地利用を進めていく必要があります。

こうしたことから、本町における土地利用にあたっての基本姿勢として、次のように考えます。

土地利用にあたっての考え方

豊かな自然や歴史・景観環境などの保全 良好な環境のもとでの快適な生活空間の確保 快適で機能性に優れた中心拠点の確保 農業、工業、商業などそれぞれの特性に応じた産業基盤の確立 拠点を結び、町内や広域的なネットワークを形成する道路・交通体系の確立

また、こうした考え方を踏まえつつ、実際の土地利用にあたっては、農業振興 地域整備計画や国土利用計画など、土地利用に関連する計画を定めつつ、よりき め細かいものとして取り組んでいきます。

第5章 まちづくり重点プロジェクト

1.重点プロジェクトの位置づけ

総合振興計画は、すべてのまちづくりや行政分野に及ぶ計画であり、各分野ごとに、網羅的な施策の方向性をあらわす必要があります。

重点プロジェクトでは、こうした網羅的な計画のなかにおいて、特徴的なものや大規模な事業、分野を超えた横断的な取り組みなど、さまざまな視点から、重点を置くべきまちづくりの方向性をピックアップし、位置づけるものです。

本計画では、こうした考えから、次の4点を重点プロジェクトとして位置づけます。

テーマA こころ豊かな「綾川人」づくりプロジェクト

テーマ B にぎわいと活力の拠点形成プロジェクト

テーマ C とかめ健康の里プロジェクト

テーマD 歴史と環境を育むプロジェクト

各テーマの概要については、次ページ以降に示すとおりです。

なお、各テーマに関連する施策については、第3編、基本計画の「施策の体系」表において 印であらわしています。

2. まちづくり重点プロジェクト

(1) テーマA こころ豊かな「綾川人」づくりプロジェクト

< 背景 >

こころの豊かさが求められる現代において、暮らしやふれあいの場としての本町がいきいきと輝き、ふるさとらしさが光るまちであるために、住民一人ひとりがいきいきと学び、ふれあうための環境づくりの充実を進める必要があります。

<方針>

幼・小・中学校施設や図書館など、学びの場の関連施設について計画的な改築・耐震補強などの整備を進めます。

また、学校教育、社会教育、文化・スポーツ活動、青少年育成など、さまざまな学習機会において行われている特徴的な事業を充実し、ふるさとらしさや交流・ふれあい、開かれた学校づくりなどをめざした取り組みを進めます。

ともに町に暮らす住民が相互理解を深め、手を取り合うための環境づくりをめずし、子ども・女性・障害者・高齢者・同和問題などの人権に関する学習の推進をはじめ、地域コミュニティのリーダー人材の養成、次世代育成など福祉の支えあいの輪づくりなどを進めます。

<求められる取り組み>

人づくりに向けた学びの場の充実

(幼・小・中学校及び図書館の改築・耐震補強、生涯学習センター(仮称)の 整備)

綾川らしさのある、きめ細かい学習メニューの充実

(こころの教育、総合的な学習、文化・スポーツ活動など)

ともに生きる、人権学習の充実

(子ども・女性・障害者・高齢者・同和問題など人権学習)

地域や次代を担うひとづくり

(次世代育成などの福祉支えあいの輪づくり、リーダー人材の育成)

(2) テーマB にぎわいと活力の拠点形成プロジェクト

< 背景 >

都市基盤の整備により、日々の生活が便利になる一方、人々が集まるにぎわいの場づくりや、多様な生活行動や住民ニーズがふれあったり、連携する機会づくりなど、綾川町の魅力をいかに高めていくかが問われる時代が訪れたと言えます。

<方針>

既存の都市基盤を生かしつつ、新たな拠点整備などにより、魅力ある綾川町づくりを進めます。

交通の利便性を生かした大規模商業施設の立地促進、拠点形成と連動した交通 アクセスの向上、産業間の連携などによる、新たな活力の育成を進めます。

<求められる取り組み>

新たなまちづくりの核となる、にぎわい空間づくり

(国道沿道の利便性を生かした、滝宮地区での大規模商業地域の開発促進)

交通アクセスの向上

(府中湖インターチェンジの整備)

地域活力全般の底上げ

(農作物などの地元産品の消費・流通拠点としての大規模商業施設の活用、特産品の創出・ブランド力の確立、道の駅や観光拠点などとの相互ネットワークづくり)

(3) テーマC とかめ健康の里プロジェクト

< 背景 >

少子高齢化が進み、保健・福祉・医療など、住民の健康に関わるニーズが増大するなかで、まちづくりにおいても、関連部門の充実や相互連携により、住民がいつまでも健やかに、また安心して暮らすことのできる環境づくりをめざしていくことが求められています。

<方針>

十瓶山南部地区に移転整備された綾川町国民健康保険陶病院をはじめ、国民健康保険総合保健施設「えがお」、介護老人保健施設の一体的整備により、保健・福祉・医療の連携強化を一層進め、子どもから高齢者まで、安心して暮らせるまちづくりの中心施設とします。

また、総合運動公園を含めた十瓶山の周辺環境を健康増進の拠点地区として位置づけ、住民ニーズや世代に合わせた健康増進や介護予防プログラムの開発を行い、住民による健康づくり活動を促進します。

<求められる取り組み>

保健・福祉・医療の拠点形成を生かした連携充実

(陶病院、えがお、介護老人保健施設が一体的に整備された十瓶山南部地区の 拠点性を生かし、綾上診療所・いきいきセンターも含めた各部門との連携充 実)

予防や自立支援など、横断的取り組みの強化

(地域包括支援センター等を中心とした介護予防の推進、障害者の自立支援、 次世代育成支援など、多様化する現代的課題への対応充実)

住民による自主的な健康づくり活動の支援

(スポーツ施設などの健康増進拠点としての特性を生かし、スポーツ活動など の住民による自主的な健康づくりの取り組みの活性化促進)

(4) テーマD 歴史と環境を育むプロジェクト

< 背景 >

豊かな環境に育まれ、悠久の歴史を有する本町は、時代の流れを経ながらも、 こうした貴重な地域の個性や誇りを正しく認識し、地域社会として共有するとと もに、後世へと伝えていくことが求められています。

<方針>

ふるさとに関する学習や、環境学習など、地域性豊かな学びの場の充実に努めるとともに、こうした学習についてともに学び、教え、情報を共有するなど広がりのあるしくみや環境づくりに努めます。

また、良好な環境の保全、安全・安心な環境を育むための取り組みなどについて、地域ぐるみの多様な活動を促進したり、歴史・文化を後世に伝える場づくりなどを進めます。

<求められる取り組み>

歴史や環境の学びの場の充実

(学校教育、社会教育における、ふるさとの歴史や環境関連の学習機会の充実)

歴史・環境関連情報の提供

(歴史や文化、環境など、地域にまつわる情報の広報紙やホームページなどを 通じた提供)

歴史・環境に関する地域資源・財産の伝承

(伝統芸能や環境保全などに関わる行事や組織、技術などに関する伝承促進)

第 3 編 基本計画

第 1 章 あたたかく支えあう健やかな暮らしづくり

第1章の位置づけ

<まちづくりの理念>

安らぎ・いきいき・定住のまち 自然と歴史が輝くまち 地域ぐるみで育むまち < 綾川町の将来像 >

-1 02 L02/CBV

「 いきいきと 笑顔あふれる 定住のまち あやがわ 」

第1章

あたたかく支えあう健やかな暮らしづくり

~保健・福祉・医療

- 1.保健・医療 2.子育て支援 3.高齢者福祉 4.障害者福祉
- 5.地域福祉 6.社会保障

やさしさを育む豊かで心地よい環境づくり

~自然・地域環境

かいてきで安全なふるさとづくり

~ 土地利用、地域基盤、 安全まちづくり

わたしらしさが輝く学びとふれあいづくり

~ 生涯学習・スポーツ、 ふれあい・交流

まちを元気にする産業の活力づくり

~ 産業振興

ちいきぐるみで進めるまちづくり

~コミュニティ、 住民参加、行財政

1 . 保健·医療

【現況と課題】

住民一人ひとりの健康は、地域の活性化にとって大切な要素であり、町の財産であると言えます。一方、ライフスタイルの多様化により、これまで以上に自らの健康に気を配り、健康を維持・増進することにより、心身を通じた健やかな暮らしをめざしていく必要があると言えます。

こうした住民の健康づくりを応援するため、本町では地域福祉計画に基づきさまざまな保健活動を行っています。出産や子育ての安心感につながる母子保健、生活習慣病予防や高齢社会に向けた成人・老人保健、介護予防など、今後もさまざまな観点から、住民の健康を見守り、支援していく必要があります。

医療もまた、日々の暮らしの安心につながる重要な要素です。綾川町国民健康 保険陶病院、綾上診療所をはじめ、民間の病院・診療所などが地域医療を担って おり、今後も相互の連携を通じ、地域ケア体制を充実していくことが求められま す。

施策の方針

町民の健康の保持・増進のため、町民の自主的な健康づくり活動、組織活動を 支援すると共に、健康づくりの拠点である総合保健施設のネットワークを構築し、 保健、疾病予防活動を健康推進員や食生活改善推進員を核として推進します。ま た、食を通じた豊かな人間性の形成、心身の健全育成を図るための「食育」を、 教育・農林部門との連携により地域で推進します。

綾川町国民健康保険陶病院、綾上診療所、民間病院との連携(病病連携、病診連携)による地域医療体制、施設の機能強化の促進を図ると共に、上記医療機関を核とした保健・福祉分野が連携した地域包括ケアシステムを構築し、町全体での保健医療体制づくりに努めます。

施策の体系

保健・医療	住民による健康づくりの推進	С
	保健・予防の推進	
	地域包括保健・医療体制の構築	С
	医療施設の機能強化	
	食育の推進	
	横断的な連携の充実	

印は「まちづくり重点プロジェクト」の該当テーマをあらわしています。

施策の概要

住民による健康づくりの推進

住民一人ひとりの健康づくりに向けた取り組みを促進するため、健康推進員制度を核に、健康教室、健康相談、指導体制の強化や関連する設備の充実を進めます。

保健・予防の推進

母子保健、成人・老人保健など、各保健活動の充実に向けた取り組みを進めます。健診機会の充実、健診後のフォローアップや介護・障害の予防、リハビリテーションなどの充実につとめます。また、健康管理システムのネットワーク化の 推進などの保健・予防を推進します。

地域包括保健・医療体制の構築

保健分野、医療分野などにおける各機関の連携・強化、役割分担の明確化など、 地域における包括的な保健・医療体制の構築を進めます。

医療施設の機能強化

医療機器の整備などの医療施設の機能強化を図ります。また、関係医療機関や 医師会との連携のもと、休日・夜間医療を中心とした救急医療体制の充実に努め ます。

食育の推進

食の視点から健康づくりを進めるため、教育、農林分野との連携による食育に 関する事業を推進します。

横断的な連携の充実

子育て支援や地域に根ざした健康づくり、支えあいといった観点から、福祉や コミュニティなど、さまざまな部門との横断的な連携の充実に努めます。









2.子育て支援

【現況と課題】

少子高齢化による地域活力の低下が懸念されるなか、少子化対策はわが国共通 の大きなテーマとなっています。国をはじめ地方自治体においてもさまざまな取 り組みが行われていますが、抜本的な解決には至っていないのが現状です。

さまざまな要因が考えられる少子化傾向に対応するためには、今後も、地域を 構成するさまざまな人々・団体が連携・協力しながら、安心して子どもを産み、 いきいきと育つ環境づくりを地道に進めていく必要があります。

保育所による保育サービス、各種相談体制をはじめとしてさまざまな子育て支援策を実施していますが、多様化する保育ニーズへの対応など、これまで以上に きめ細かい子育て支援の充実も必要です。

家庭は家族とのふれあいを通じ、「生きる力」を学び育む場ですが、近年は社会情勢や人々の価値観の変化に伴い、親の家庭教育に関する考え方に変化が生じており、家庭教育の見直しが必要となっています。

保育所・幼稚園児童数の推移

単位:人

		平成14年	平成15年	平成16年	平成17年	平成18年
保	旧綾南町	587	559	572	590	-
育	旧綾上町	144	154	174	180	-
所	計(綾川町)	731	713	746	770	775
	幼稚園	13	18	16	14	21
	合計	744	731	762	784	796

資料:健康福祉課·教育委員会(各年4月1日現在)

施策の方針

安心して子どもを産み育てられる環境づくりを進めるため、保育施設の充実を図るとともに、多様なニーズに対応できる特別保育サービスの強化に努めます。 また、相談・情報交換の場づくりなど、育児支援体制の充実を図ります。

就学前の子どもへの保育と教育を行う幼保一元化への取り組みを検討します。

施策の体系

	保育施設・保育サービスの充実	
	子育て支援体制の強化	Α
子育て支援	幼保一元化の検討	
	母子・父子福祉の充実	
	家庭教育の充実	

印は「まちづくり重点プロジェクト」の該当テーマをあらわしています。

施策の概要

保育施設・保育サービスの充実

保育所の改築などの子育て支援に向けた基盤の充実を図ります。また、乳児保育・延長保育・一時保育などによる特別保育の実施により多様なニーズに対応できる保育サービスの充実を進めます。あわせて保育士の確保等、適正な人員配置に努めます。

子育て支援体制の強化

相談・情報交換の場づくり、虐待防止対策、乳幼児医療費支給事業の推進など、 安心して子育てができるような環境づくりに向けた支援体制の強化を進めるとと もに、安心して子育てができるような支援を行います。

幼保一元化の検討

保育と教育の枠組みを越え、心身の発達に応じた一貫した継続的な方針に基づき、就学前の子どもへの保育と教育を行う幼保一元化への取り組みを検討します。

母子・父子福祉の充実

母子・父子家庭が自立し安心して生活が送ることができるよう、福祉医療などの各種制度の活用を促進します。

家庭教育の充実

子どもの教育や人間形成に家庭が果たす役割を見つめ直し、次代を担う子どもたちの豊かな人間性や社会性を育むための事業の推進を図ります。



3. 高齢者福祉

【現況と課題】

少子高齢化が進むなかで、高齢者がいつまでも、地域でいきいきと暮らすこと のできる環境づくり、また、介護の支援が必要な方に適切なサービスを提供する 環境づくりは大切な課題となっています。

介護保険制度などに基づき、高齢者保健福祉サービスの基盤づくりや利用は進みつつあります。一方、元気な高齢者がいきいきと過ごせる地域づくり、介護予防など、高齢者全般を見据えた対策を今後も充実させていく必要があります。

施策の方針

高齢者の社会参加と生きがいづくりを支援するため、高齢者の知識や経験をよりよい地域づくりや地域の活性化に生かし、地域社会を支えていく主体として積極的な役割を果たしていける環境づくりを進めます。

高齢者が住み慣れた地域や家庭で不安なく暮らせるよう、保健・医療・福祉の連携のもと、介護老人保健施設の整備のほか、在宅サービスなどの介護・生活サービスの支援を進めます。また、そのための制度の充実と円滑な運用に努めます。

施策の体系

介護老人保健施設の整備 C 高齢者福祉 介護・生活支援サービスの充実 介護予防の充実 C		高齢者の社会参加支援と生きがい	づくり
高齢者福祉介護・生活支援サービスの充実		介護老人保健施設の整備	С
	高齢者福祉	V 1 112 V 1 1 1 2 1 2 1 1 1 2 1 1 2 1 1 2 1 1 2 1 1 2 1 2 1 1 2 1	
		介護予防の充実	<u> </u>

印は「まちづくり重点プロジェクト」の該当テーマをあらわしています。

施策の概要

高齢者の社会参加支援と生きがいづくり

外出や老人クラブ活動、就労など、高齢者がいつまでもいきいき、はつらつと 地域で暮らすことのできるよう、社会参加や生きがいづくりに向けた支援を充実 します。また就労については、企業による定年制の延長、再雇用制度の普及啓発 をはじめ、シルバー人材センターの活動支援などに取り組みます。

介護老人保健施設の整備

機能訓練を中心とする医療ケアや介護・日常生活の世話などを行い、要介護者の療養や家庭への復帰を目指した施設の役割が重要視され、また利用者の増加が見込まれることから、新たな介護老人保健施設の整備を実施します。

介護・生活支援サービスの充実

各種支援サービスの充実、介護保険制度の充実、保健・医療・福祉の連携体制の整備促進など、介護が必要な方でも安心して適切なサービスが受けられるよう、 環境の充実に努めます。

介護予防の充実

介護保険制度に基づく介護予防サービスの提供促進、地域包括支援センター活動の充実、地域支援事業としての介護予防対策の充実など、介護状態にならないための取り組みの充実に努めます。

地域社会による支援

地域の高齢者を地区公民館などで、地域のボランティアが世話をする「地域生きがい通所事業」を推進し、高齢者が住み慣れた地域や家庭で長く健やかに生活でき、地域住民が相互に助け合うことができる地域社会づくりを進めます。

4. 障害者福祉

【現況と課題】

障害のある人もない人も、ともに地域でいきいきと暮らすことのできる環境づくりが必要です。

障害者自立支援法など、関連法制度の整備が進むなかで、障害者の意志や意欲を尊重しつつ、自立と社会参加を促進するための取り組みが、今後も求められます。

施策の方針

障害者が地域社会の一員としていきいきと暮らしていけるまちづくりを推進するため、社会活動への参画を促進するとともに、障害福祉計画などを踏まえた就 労支援など、自立した生活が送れるような環境づくりを推進します。

障害者が住み慣れた地域で安心して生活できるよう、地域に根ざしたきめ細や かな介護・生活支援サービスの充実・強化に努めます。

施策の体系

	障害者の社会参加の促進	С
障害者福祉	地域生活支援サービスの充実	
	相談窓口機能の充実	

印は「まちづくり重点プロジェクト」の該当テーマをあらわしています。

施策の概要

障害者の社会参加の促進

外出支援、ノーマライゼーション(注1)理念の啓発、作業所の充実・支援の就 労支援など、障害福祉計画に基づく取り組みを通じ、障害者の自立と社会参加を 促進します。

地域生活支援サービスの充実

障害福祉計画に基づく、居宅生活支援施策の充実などの計画的なサービス提供、 事業者活動を促進します。

また、重度心身障害者等医療費支給事業の推進を図り、健康の維持・増進や生活の安定が保たれるよう、安心して生活ができるような支援を行います。

相談窓口機能の充実

法制度をはじめ、障害者を取り巻く環境条件が変わりつつあるなかで、安心して生活できるよう、さまざまな相談に対応できる窓口機能の充実を図ります。

(注1)は127ページ参照

5.地域福祉

【現況と課題】

福祉ニーズが多様化、高度化するなかで、自治会やコミュニティなどの地域社会でのささえあいが福祉社会を迎えるにあたって重要になります。

民生児童委員協議会・社会福祉協議会をはじめとする関係団体の活動により、 地域に根ざした福祉のさまざまな取り組みが行われています。今後も、こうした 地域福祉の取り組みを支援し、あたたかい福祉社会の醸成へとつなげていく必要 があります。

福祉ニーズへの対応や、地域ぐるみで福祉を進める上では、ボランティアや専門的な福祉人材など、人づくりの面からの取り組みも今まで以上に求められます。

そのためには、若年世代から福祉の現状と身近にふれあったり、学んだりする機会を確保しておくことも大切です。

施策の方針

地域ぐるみで支えあい、より多くの人々が参画できるよう、福祉に関わる人材・組織の育成・支援、権利擁護の支援、福祉事業の充実・強化について、関係団体との連携のもとで進めていきます。また、公共施設の整備においては、子ども・高齢者などに配慮した整備を行います。

人づくりや福祉の心を醸成するなど、支えあいの輪を広げていく取り組みに努めます。

施策の体系

	地域福祉活動の育成・支援
地域福祉	権利擁護の支援
≠╚≠线↑田↑Ⅲ	人にやさしい施設・設備の充実
	福祉の心の醸成

施策の概要

地域福祉活動の充実

地域全体で助け合い、支え合う環境づくりを推進するため、住民の福祉意識の向上に努めると共に、地域ぐるみで福祉を支える人材やボランティアなどの組織を育成・支援していきます。また、地域福祉を推進する上で中心的役割を担う民生児童委員協議会や社会福祉協議会の活動を支援していきます。

権利擁護の支援

日常生活に不安を感じている人・判断の不十分な人が自立した地域生活を送れるように、また、子ども・高齢者の虐待に対する相談窓口の充実と支援を行い、 地域で安心した生活が送れるようにします。

人にやさしい施設・設備の充実

公共施設の改修・整備の際、ユニバーサルデザイン(誰にとっても使いやすいデザイン)やバリアフリー(障壁のない施設・設備)を採用し、子ども・高齢者などに配慮した整備に努めます。

福祉の心の醸成

学校教育や生涯学習部門との連携による、福祉関連の学習機会の確保により、 各世代を通じた福祉の心づくりを進めます。



6.社会保障

【現況と課題】

医療や介護など、誰もが必要な時に利用できるしくみとして、各種の保険制度があります。

国民健康保険制度は、町民の健康と生命を守る医療保障の確保と健康の保持増 進のため、極めて重要な役割を果たしています。

医療制度改革の一環として、75歳以上の高齢者を対象とした後期高齢者医療制度が平成20年度より施行される予定となっています。

介護保険制度は、平成12年度から始まったしくみであり、高齢化の進展により高まる介護ニーズに社会全体として応えていくために創設されたものです。

国民健康保険制度、介護保険制度はともに、少子高齢社会の到来により、保険制度としての持続的な運営が全国的に大きな課題となっています。必要な医療・介護サービスを適切に提供しつつ、制度としての支えあいのしくみを持続していくための見直し、工夫が求められています。

支えあいの福祉を進める上では、自らの力では生計の維持が困難となった方に 対する支援が必要です。

相談活動をはじめ、生活保護制度などを通じ、経済的な自立や生活意欲の助長に努めています。今後も生活困窮者の実態把握により、きめ細かな対策に取り組む必要があります。

国民年金については、制度改正により町の役割は窓口機能や広報活動が中心となっています。町民の老後の所得保障、現役世代の万一のための障害・遺族保障などが確保されるよう、広報活動や年金相談窓口の確保を行い、未加入者や保険料の未納者対策に取り組んでいます。

施策の方針

健康づくり、介護予防などの取り組みを通じた医療・介護ニーズの抑制に努め、 国民健康保険及び介護保険制度の適切な運営を進めます。

後期高齢者医療制度などの社会保障制度改革の方向性に沿った体制づくりを進めます。

自らの力では生計の維持が困難となった方の実態を的確に把握し、関連団体と の連携を通じ、きめ細かな対策を進めます。

施策の体系

	国民健康保険の運営充実
社会保障	後期高齢者医療制度への対応
江公怀学	介護保険の運営充実
	低所得者福祉の充実

施策の概要

国民健康保険の運営充実

保険財政運営全般を通じた健全化、医療給付の適正化、健康づくりをはじめと した保険事業の充実による安定的・持続的な制度運営に向けたきめ細かい取り組 みに努めます。

後期高齢者医療制度への対応

後期高齢者医療制度の施行に向け、体制やしくみづくりなど、国の動向を踏ま えた取り組みを進めます。

介護保険の運営充実

介護予防サービス、地域支援事業を通じた介護ニーズの抑制などにより、介護保険制度の安定的な運営に努めます。

また、介護保険事業計画の定期的な見直しにより、時代背景や介護ニーズの状況に柔軟に対応した運営を行います。

低所得者福祉の充実

関連団体との連携を図り、適切な助言や指導など、就労意欲の助長・自立意識の高揚を促進します。また、低所得者の生活安定を図るため、生活保護制度の維持・充実を国に要請します。

第2章 やさしさを育む豊かで心地よい環境づくり

第2章の位置づけ

<まちづくりの理念>

安らぎ・いきいき・定住のまち 自然と歴史が輝くまち 地域ぐるみで育むまち < 綾川町の将来像 >

「 いきいきと 笑顔あふれる 定住のまち あやがわ 」

あたたかく支えあう健やかな暮らしづくり

~保健・福祉・医療

第2章

やさしさを育む豊かで心地よい環境づくり

~自然・地域環境

1. 自然環境・景観 2. 循環型社会の形成 3. 自然との共生

かいてきで安全なふるさとづくり

~ 土地利用、地域基盤、 安全まちづくり

わたしらしさが輝く学びとふれあいづくり

~ 生涯学習・スポーツ、 ふれあい・交流

まちを元気にする産業の活力づくり

~ 産業振興

ちいきぐるみで進めるまちづくり

~コミュニティ、 住民参加、行財政

1.自然環境・景観

【現況と課題】

本町に広がる、緑やうるおいにあふれる自然的な環境・景観は、地域固有の大切な財産であり、魅力ある生活環境の一部分にもなっています。

本町では綾川町環境保全条例、環境基本計画、綾川町環境美化条例に基づき、 大気・水・土壌・生態系などの自然環境を保全し、潤いと安らぎのある快適な環境を創り出すことを町民との協働で進めています。

今後も、開発と保全のバランスを取りながら、自然環境・景観と調和したまちづくりが求められるとともに、不法投棄などの環境を阻害する行動を抑制していくなど、地域ぐるみで良好な環境を育んでいく姿勢が求められます。

施策の方針

みどりあふれる森林・渓谷・河川・山間に点在する棚田の風景などの豊かで特色ある自然資源を、将来にわたって守り継承するため、住民や事業者と一体となって、その保全に取り組みます。

不法投棄の防止、住民による美化活動の促進など、地域の環境の美化に努めます。

水質の汚濁、大気汚染、悪臭など、さまざまな公害要因について、調査・監視体制を確保し、公害の発生予防に努めます。

環境学習の機会を充実させ、環境意識の醸成に取り組みます。

施策の体系

	環境保全の推進	
自然環境・景観	環境の美化	
口然极先示鼠	公害防止対策の推進	
	環境学習機会の充実	D

印は「まちづくり重点プロジェクト」の該当テーマをあらわしています。

施策の概要

環境保全の推進

豊かな自然的空間として、また、良好な景観を呈する文化的資源として、棚田の保全活動の推進・水域環境の保全推進など、地域環境の保全を推進します。

環境の美化

町民との協働による清掃活動・環境パトロール活動などの、地域ぐるみでの環境美化活動・不法投棄防止活動を推進します。

公害防止対策の推進

水質の汚濁、大気汚染、悪臭など、さまざまな公害要因について、国、県、関係機関との協力のもと、調査・監視体制を確保し、公害の発生予防に努めます。

また、ごみや生活排水など、町民の日常生活から発生する生活型公害の防止を図るため、意識啓発のPR活動に努めるほか、下水道の整備促進、合併処理浄化槽の設置拡充など、環境にやさしい施設・設備の充実を促進します。さらに、事業所との公害防止協定の締結など、適切な指導に努めます。このほか、環境美化推進協議会などの環境関連の協議機関における活動を促進し、広域的な連携に基づく公害防止策の推進に努めます。

環境学習機会の充実

環境保全・美化について学習の機会を充実させ、町民が一体となって地域環境 の保全・美化に取り組む意識の醸成に努めます。







2.循環型社会の形成

【現況と課題】

生活や産業活動を通じて排出されるごみをできるだけ減らしたり、リサイクル して役立てることは、地域環境にとってとてもやさしい活動であり、こうした活動により、循環型社会を形成していくこともまた、今後のまちづくりにあたっての大きなテーマの一つであると言えます。

綾川町環境保全条例にも「資源の循環的な利用等の促進により環境への負荷の少ない持続的な発展が可能な社会の構築」と明記されており、現在ごみ処理やリサイクル活動などを通じ、行政による取り組みのほか、町民と連携した活動も行われています。今後も町民とともに、環境にやさしい社会づくりを進めていく必要があります。

施策の方針

家電製品、容器包装のリサイクルを進め、行政・住民・企業が一体となって環境にやさしいまちづくりに取り組みます。また、循環型社会の形成に向けた住民への理解を図るため、啓発活動を推進します。

ごみ処理については、分別回収の徹底などによる適正化を図ります。



施策の体系

循環型社会の形成	省資源化・リサイクルの推進
	ごみ処理の適正化
	住民啓発の推進
	し尿の適正処理の推進

施策の概要

省資源化・リサイクルの推進

ごみ排出量の抑制、環境にやさしいライフスタイルの実現をめざし、建設資材、 生ゴミ、雨水などの再資源化に努めます。

ごみ処理の適正化

ごみの分別回収を徹底するよう周知に努めるなど、きめ細かい分別により、適切な処理へとつなげるよう努めます。

住民啓発の推進

循環型社会の形成に欠かせない、住民一人ひとりの意識高揚に向け、リサイクルをはじめとする環境に関する普及啓発、学習の場の充実などの活動を進めます。

し尿の適正処理の推進

下水道事業との整合性に留意しつつ、また合理化などの取り組みを進めながら、今後ともし尿の適正な処理を推進します。

3. 自然との共生

【現況と課題】

町内に広がる豊かな自然と日常生活との関わりについて意識しながら、自然とともに暮らし、自然を活かして生活するというような、自然との共生を考えることが大切な時代が到来しています。

身近な自然との接点として、公園があるほか、花いっぱい運動などの自然と共生する取り組みも行われています。公園の維持・管理やさまざまな運動を通じ、 今後も、自然に親しむ心を世代を通じ育んでいく必要があります。

綾川町の町花は「水仙」、町木は「梅」に決定し、自然に親しみ、ふるさとらし さをあらわすきっかけとして、PRを進めていくことが必要です。

施策の方針

地域の樹木や公園の維持管理を、住民の主体的参加のもと推進し、地域と地域の自然との共生を図ります。

豊かな自然資源に身近に親しめるよう、必要な施設の充実を図るとともに、住民による緑化の推進、町花・町木のPRなど、緑あふれる空間づくりを進めます。





施策の体系

自然との共生	自然共生に向けた体制の充実
	自然環境に親しめる場づくり
	多様な公園の充実

施策の概要

自然共生に向けた体制の充実

住民主体による公園の維持・管理などの、自然との関わりを通じたコミュニティづくり、共生の実現に関する取り組みを進めます。

自然環境に親しめる場づくり

花いっぱい運動や散策道の整備により、自然と身近にふれあい、親しむことのできる場づくりを進めます。

また、町花「水仙」、町木「梅」のPRに努め、綾川町らしさの醸成、緑のこころ豊かなまちづくりを進めていきます。

多様な公園の充実

身近な遊び場や、町のシンボルにもなるような公園など、多様な公園の充実に努めます。また、ため池周辺の水辺空間の活用など、住民に親しまれる場づくりに努めます。

第3章 かいてきで安全なふるさとづくり

第3章の位置づけ

<まちづくりの理念>

安らぎ・いきいき・定住のまち 自然と歴史が輝くまち 地域ぐるみで育むまち

< 綾川町の将来像 >

「 いきいきと 笑顔あふれる 定住のまち あやがわ 」

あたたかく支えあう健やかな暮らしづくり

~保健・福祉・医療

やさしさを育む豊かで心地よい環境づくり

~自然・地域環境

第3章

かいてきで安全なふるさとづくり

~ 土地利用、地域基盤、 安全まちづくり

- 1.土地利用 2.道路・公共交通 3.上水道・下水道
- 4.情報化 5.住宅・居住環境 6.防災・防犯・交通安全

わたしらしさが輝く学びとふれあいづくり

~ 生涯学習・スポーツ、 ふれあい・交流

まちを元気にする産業の活力づくり

~ 産業振興

ちいきぐるみで進めるまちづくり

~コミュニティ、 住民参加、行財政

1.土地利用

【現況と課題】

109.67kmに及ぶ町域は、町の発展や良好な環境の保全の礎となるものであり、全町的な視点、または広域的な役割などを踏まえ、効果的な利用を進めていく必要があります。

土地利用については、「国土利用計画」や「農業振興地域整備計画」「都市計画 マスタープラン」など関連計画の策定を通じ、方向性を定めていくことが求められます。

都市計画や拠点都市、農工地域など、本町ではさまざまな地域指定がなされて おり、これら指定に基づく土地利用を進めていく必要があります。

高松市や坂出市に隣接し、暮らしのまち、ベッドタウンとしての役割も果たす中で、開発と保全のバランスを踏まえた土地利用を進めていくことが求められます。

地目別面積の推移

	面積 (ha)				構成比(%)	
	平成16年	平成17年	平成18年	平成16年	平成17年	平成18年
田	2,189	2,184	2,196	19.9	19.9	20.0
畑	331	330	334	3.0	3.0	3.0
宅地	631	635	648	5.8	5.8	5.9
山林	3,945	3,944	3,969	36.0	36.0	36.2
原野	254	254	258	2.3	2.3	2.4
雑種地	392	393	456	3.6	3.6	4.2
その他	3,225	3,227	3,106	29.4	29.4	28.3
計	10,967	10,967	10,967	100.0	100.0	100.0

資料:税務課

施策の方針

自然と産業が調和した計画的なまちづくりの基礎となる、秩序ある土地利用を 図るため、「国土利用計画」や「都市計画マスタープラン」といった計画を早期に 策定します。

快適で魅力ある生活環境の形成に向けた住居地の適正配置、既存の商店街に加え新たな商業地の形成、さらには将来的なインターチェンジ整備を踏まえた都市基盤の整備など、計画的な土地利用を図ります。また、優良な農業利用地を活かした豊かな田園環境の創出と水資源のかん養、防災、レクリエーションなどの機能を有する森林の積極的な保全など、自然的土地利用の維持・保全に努めます。

施策の体系

土地利用	関連計画の策定・推進
	都市住環境ゾーンの充実
	商工業ゾーンの充実
	田園環境ゾーンの充実
	自然環境ゾーンの充実

施策の概要

関連計画の策定・推進

土地利用に関わる方針として、国土利用計画の策定・推進、また都市環境全般 を展望する都市計画マスタープランを策定・推進するなど、本計画を最上位とし た、土地利用部門計画に基づく計画的な土地利用を進めます。

都市住環境ゾーンの充実

都市化の進展などの時代状況を踏まえた住宅等土地利用を促進するとともに、 公共サービス用地の計画的な維持・確保を図ります。

商工業ゾーンの充実

商店街などの既存の商業ゾーン活用を促進するとともに、新たな商業・業務機能などの立地を誘導し、魅力や活力にあふれた中心市街地を形成します。

田園環境ゾーンの充実

都市化の進展動向を踏まえつつ、優良農地を中心とした農業基盤の保全や農業環境整備の充実を進め、生活基盤と営農基盤による良好な田園環境づくりに努めます。

自然環境ゾーンの充実

山林などの町の各所に広がる豊かな自然環境は、水資源のかん養、防災、レクリエーション、景観などさまざまな役割を果たしており、こうした環境の積極的な保全に努めます。また、乱開発の可能性がある地域においては、各種法的規制により自然環境や歴史的景観を保全します。

2. 道路・公共交通

【現況と課題】

町内各域に広がる道路ネットワークは、住民の日常生活を支えるとともに、産業活動の動脈として、また、観光などで町を訪れる際の移動交通基盤として、さまざまな役割を担っています。

本町の道路ネットワークの現状は、国道32号が町北部を横断しているほか、国道377号が北中部に位置し、国道網を形成しています。また、これに接続するように町内各域に県道ネットワークが主要地方道3路線、一般県道9路線により形成されるとともに、身近な生活路線としての町道網があります。さらに、町北端を高松自動車道が東西に横断しており、広域交通上の立地性にも優れた特徴を持っています。

今後も、各道路網の特性を踏まえ、国県道の整備促進や町道の維持・整備に取り組んでいく必要があります。

少子高齢化の進展等により、誰にとっても住みやすいまちとして、また、利用 しやすい交通環境づくりを進めていくため、公共交通の担う役割はより大切なも のとなっています。

本町の公共交通機関のうち、鉄道は高松琴平電鉄琴平線が町北部を東西に横断 して運行されています。また、町営バスが5路線、町内各拠点間を運行し、地域 に根ざした交通手段として利用されています。

今後は鉄道・町営バスの利便性向上を図り、公共交通の充実を進める必要があります。



道路の整備状況

			実延長	改良率	舗装率
道路種別		路線数	(m)	(%)	(%)
一般国道		2	12,720	94.6	100.0
主要地方道		3	31,973	89.3	100.0
一般県道		9	50,989	74.5	100.0
一般県道・専用	自転車道	1	3,123	100.0	100.0
町道	一級	19	40,581	88.3	99.7
	二級	30	40,187	82.7	100.0
	その他	466	241,080	52.7	93.9
四国横断自動車道		1	788	100.0	100.0

資料:建設課(平成18年4月1日現在)

施策の方針

町内の地域間相互の有機的連携強化と、近隣市町さらには県外への広域的なネットワークを形成する基盤として、幹線的な道路網の整備及び高速道路インターの実現に向けての要望について、関係機関との協議・調整のもと促進します。

幹線道路網と接続しつつ、住民にとって身近な生活道路網としての町道ネット ワークの計画的な整備を図ります。

河川沿いの自然環境や観光資源などを巡り、町内外の人が楽しく通れる自転車道・散策道の整備を進めます。

年齢や障害の有無にかかわらず、誰もが安全で円滑に道路を通行できるよう、 段差の解消や案内・誘導設備の充実といったバリアフリーの道づくりを進めます。 地域に密着した町民の交通手段として、町営バス利便性の向上に努めます。ま た鉄道についても町民の利便性が図られるよう、事業者に要請していきます。

施策の体系

	幹線道路網の整備促進	В
	町道の維持・整備	
送 晚,八十六泽	自転車道・散策道の整備	
道路・公共交通	バリアフリーのみちづくり	
	町営バスの利便性向上	
	鉄道輸送の利便性向上の要請	

印は「まちづくり重点プロジェクト」の該当テーマをあらわしています。

施策の概要

幹線道路網の整備促進

町内各域に広がる、国県道網について、地域基盤としての利便性向上、活用促進を図るため、さらなる整備を促進していきます。

また、府中湖インターチェンジの整備促進による高松自動車道の充実を促進し、 広域交通ネットワーク上の本町立地特性の向上をめざします。

町道の維持・整備

住民の日常生活に密接な関わりを持つ生活道路である町道については、幹線利便性の向上や安全対策、景観などの快適性の向上に留意しながら、計画的に維持・整備を進めます。

自転車道・散策道の整備

河川沿いの自然環境や観光資源などを巡り、町内外の人が楽しく通れる自転車 道・散策道の整備を進めます。また、歩行者や自転車などの交通弱者にやさしい 道路環境づくりに努めます。

バリアフリーのみちづくり

高齢者や障害者、子どもなど、誰もが気軽に安心して利用できるよう、段差の 解消、案内設備などの充実によるバリアフリーのみちづくりを進めます。

町営バスの利便性向上

高齢者や学生などの貴重な交通手段である町営バスについては、公共施設をは じめとする主要施設へのアクセス改善や、鉄道の駅への接続を考慮するなど、利 便性の向上に努めます。

鉄道輸送の利便性向上の要請

町民にとって身近な交通手段として利用されている鉄道輸送の利便性の向上を、 事業者である高松琴平電鉄に対し要請していきます。



3. 上水道・下水道

【現況と課題】

良質な上水を安定的に供給することは、安心・安全な住民生活にとって最も基本的な要素の一つとなるものです。

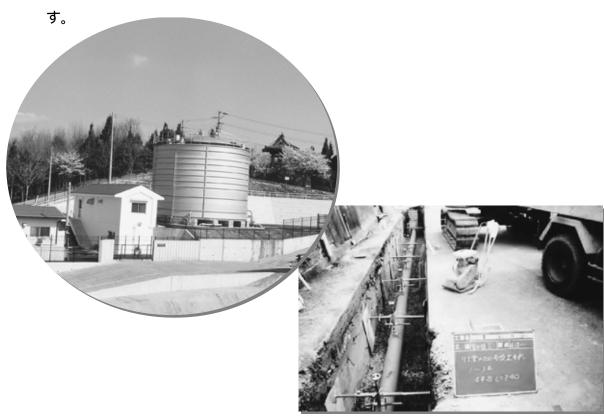
安全で安定的な上水源の確保や、上水道施設の維持など、暮らしに不可欠な上 水道環境づくりが今後も求められます。

下水道もまた、快適、衛生的な生活環境のため、さらには環境にやさしいまちづくりのためなどのさまざまな役割を担っています。本町の生活排水処理関連事業として、公共下水道事業、合併処理浄化槽整備事業、農業集落排水処理事業があります。

公共下水道については、平成5年度より整備を進めていますが、整備率は全国 平均に比べ低い値にとどまっており、今後さらなる整備を推進していく必要があ ります。

節水や、地域環境にやさしい下水処理など、水と生活の関わりにおいては住民 意識を高めていく必要もあります。

今後も、上下水道を通じた安全で快適な基盤の維持・充実を図る必要がありま



水道の普及状況

	平成13年	平成14年	平成15年	平成16年	平成17年
給水区域内人口(人)	25,466	25,364	25,374	25,279	25,183
給水人口(人)	25,126	25,052	25,107	25,011	24,805
給水区域内普及率(%)	98.7	98.8	98.9	98.9	98.5
給水戸数(戸)	7,695	7,774	7,851	7,941	7,860
1日平均給水量(m3/日)	8,789	8,865	8,744	8,868	8,683
1人1日平均給水量(/日)	350	354	348	355	350

資料:水道課

下水道事業の現況

項目	内容
事業開始	\$52.9.30
供用開始	H11.5.10
全体面積 (ha)	630.6
全体計画人口(人)	12,220
認可面積 (ha)	486.1
認可計画人口(人)	9,210
処理面積 (ha)	353.2
整備率(%)	72.7
処理人口(人)	7,525
水洗化人口(人)	5,476
普及率(%)	28.6
水洗化率(%)	72.8

農業集落排水事業の現況

項目	内容
事業開始	H7.4.1
供用開始	H10.4.1
全体面積 (ha)	11.8
認可面積 (ha)	11.8
整備面積 (ha)	11.8
計画人口(人)	172
処理人口(人)	161
水洗化人口(人)	135
普及率(%)	0.6
水洗化率(%)	83.9

注)普及率=処理人口/行政区域内人口、水洗化率=水洗化人口/処理人口 資料:下水道課(平成17年度末現在)

生活排水処理の構想

	住民基本	汚水処理	下水:	道	農業集 排水施		合併処理》	争化槽
	台帳人口	人口 普及率	普及人口 (人)	整備率 (%)	普及人口 (人)	整備率 (%)	普及人口 (人)	整備率 (%)
現況 (H18.3.31)	26,389	49.5	7,525	28.5	161	0.6	5,387	20.4
整備完了時計画値	26,400	100.0	11,410	43.2	1,550	5.9	13,440	50.9

施策の方針

安全な水を安定して供給できるよう、水道施設の改良や水源の確保などの取り組みを計画的に進めます。

下水道をはじめとする生活排水処理施設については、公共下水道、合併処理浄 化槽など、地域の実情に応じた整備を計画的に推進します。また、農業集落排水 は維持に努めます。

節水意識の高揚や事業経営の健全化など、安全・安心な水利用について地域ぐるみで取り組んでいきます。

施策の体系

	水の安定供給
	上水道設備の充実
	公共下水道の整備
上水道・下水道	合併処理浄化槽の設置促進
	農業集落排水処理の維持
	水の意識啓発
	経営の健全化

施策の概要

水の安定供給

安全で良質な水源の確保を通じ、水の安定的な供給を進めます。

上水道設備の充実

送水・配水施設の改良、連絡管の整備、老朽化などに対応した計画的な維持により上水道設備の維持充実を進めます。また、新たな管理システムの活用により、管理・運営の迅速化・効率化に努めます。

公共下水道の整備

快適で衛生的な生活の場づくり、及び地域の環境に負担をかけないよう、香川県中讃流域下水道大東川処理区に位置づけられる、本町公共下水道事業の整備を推進します。

合併処理浄化槽の設置促進

下水道認可区域外の地域において、快適・衛生的な生活環境づくりを進めるため、合併処理浄化槽の設置補助を行い、設置を促進します。

農業集落排水処理の維持

良好な農業集落環境づくりに向け実施してきた農業集落排水処理施設の維持を 図ります。

水の意識啓発

節水意識の高揚や、下水道や浄化槽等に関する理解を深めるなど、広報を通じ水に関する意識啓発を進めます。

経営の健全化

長期的な水需要の動向を踏まえつつ、適切な料金設定などを通じ、公営企業と して経営の健全化を図ります。

4.情報化

【現況と課題】

さまざまな情報が家や身近な場所で得られたり、双方向のやりとりを通じ生活が便利になり、本格的な情報化社会が到来しています。

町ではホームページを開設し、町政情報の提供や、双方向でのコミュニケーションの場としての活用に努めています。また、庁内LANなど、さまざまな場面で情報基盤が必要不可欠な存在となっています。

また、事業者によるインターネットブロードバンド環境の整備などの通信基盤 整備も進みつつあります。

今後も、情報通信基盤の整備促進や、行政による各種情報内容の充実など、住民にとって利用しやすい情報化まちづくりを進めていく必要があります。

施策の方針

情報通信機能の充実を図り、行政情報、地域防災、生涯学習など、さまざまな 分野で活用していきます。また、住民生活に地域間の格差を生じさせないため、 事業者による情報通信基盤整備の促進を要請します。

施策の体系

情報化	情報通信機能の充実及び通信基盤の整備			
	防災無線の維持・活用			
	情報教育の推進			

施策の概要

情報通信機能の充実及び通信基盤の整備

インターネットのホームページをはじめとする、情報やコミュニケーションに 関する技術を活用し、住民に対するスムーズな情報の周知や共有、双方向のやり とりなど、住民と行政の距離を縮める手段としての充実・活用を進めます。また、 ブロードバンド環境の整備による情報基盤づくりの促進を事業者に要請します。

防災無線の維持・活用

災害時等の迅速な情報通信に向け、デジタル化への対応などの防災無線ネットワークの維持・活用に努めます。

情報教育の推進

情報化の進展に対応し、学校教育や生涯学習などの部門と連携し、情報教育機会の充実を進めます。

5. 住宅・居住環境

【現況と課題】

住宅もまた、住民生活にとって最も基本となる要素の一つであり、誰もが安心・安全に暮らすことのできる基盤づくりとして取り組んでいくことが求められるものです。

本町では、公営住宅を整備しているほか、公園や葬場など、居住環境の整備に 努めています。

また、都市化や人口増加が進んできた経緯から、宅地需要をよりよい環境づくりへとつなげていく方向性をめざしていくことが望まれます。

今後も、住宅ニーズに対応した公営住宅の維持・充実をはじめ、居住環境の充 実に向けた取り組みを進めていく必要があります。

公営住宅・改良住宅の現状 (戸)

団地名	構造別	現況戸数	最終戸数
滝宮団地	鉄筋コンクリート造2、3階建	34	34
八坂団地	鉄筋コンクリート造3階建	66	66
南原団地	耐火・簡易耐火構造 2 階建	4	4
有岡団地	簡易耐火構造平屋建	3	3
羽床団地	鉄筋コンクリート造3階建	12	16
山田団地	鉄筋コンクリート造2階建	18	18
山田第2団地	木造 2 階建	18	18
南原改良住宅	簡易耐火構造 2 階建	4	4
有岡改良住宅	簡易耐火構造 2 階建	14	14
高橋改良住宅	簡易耐火構造 2 階建	12	12

資料:建設課

施策の方針

住宅マスタープランを策定し、良好な住環境の形成、都市化に対応した受け皿づくりを目指します。

公営住宅については、若者層の定住促進に加え、障害者や高齢者に対する福祉 面についても十分配慮された、住む人にやさしい住宅の計画的な改修・整備を行 います。

町内に点在する公園について、住民による管理活動の促進を通じ、地域共有の 財産として、また愛着のある施設としての管理・利用を促していきます。

火葬場施設を整備し、住民サービスの向上を図ります。

施策の体系

住宅・居住環境	住宅マスタープランの策定
	公営住宅の整備
	公園機能の充実
	葬祭施設の整備



施策の概要

住宅マスタープランの策定

国土利用計画や都市計画マスタープランなどにおける土地利用方針に基づき、また、県が策定する住宅マスタープランをはじめとする諸計画との整合を図りながら、良好な住環境の形成、都市化に対応した受け皿づくりなどをめざす、住宅マスタープランの策定に努めます。

公営住宅の整備

誰もが安心・安全に暮らすことのできる基盤として、公営住宅の計画的な整備を進めます。また、若年層の定住促進に加え、今後増加すると予想される高齢者・障害者などに配慮したバリアフリー化に努めます。

公園機能の充実

公園については、地域の自然環境を活かしたうるおいの空間として、また、生活に身近ないこいの空間として、計画的に整備を進めるとともに、住民による主体的な管理活動を促進します。

葬祭施設の整備

老朽化が進む施設の現状を踏まえ、現在の施設周辺において、調査・計画に基づき新たな火葬場施設の整備を推進します。



6. 防災・防犯・交通安全

【現況と課題】

安全・安心まちづくりの実現が求められるなかで、災害からの安全、犯罪や交通問題上の安全は、暮らしの安心感につながる重要な要素です。

平成16年の台風23号により町内の家屋、道路、河川に甚大な被害が起こった結果、住民一人ひとりの防災意識を高め、災害に強いまちづくりを進めていくことの重要性を再認識しました。今後南海地震の発生も想定される中で、日頃からの防災対策、万一の際のスムーズな活動といった備えを十分にしていくことが必要です。

消防・救急については、常備消防・救急拠点として、町内に高松市西消防署綾川分署があるほか、非常備消防体制としては地域の消防団活動などが挙げられます。

防犯や交通安全についても、地域ぐるみで安全性の向上を進める必要があり、 防犯活動や、交通安全施設整備など、ハード・ソフトの両面にわたる取り組みを 進める必要があります。

施策の方針

国民保護計画・地域防災計画の策定、防災無線設備の整備、自主防災組織の充実に取り組むほか、ハザードマップ(災害想定区域等を示した図面)を作成、配布し、防災安全まちづくりに対する意識啓発を図ります。

河川、ため池の改修・宅地造成、建築物に対する防災対策をそれぞれ推進します。また、防災情報システムの活用を図ります。

さらに、非常用食料や毛布の備蓄、防災訓練を実施し、災害に備えます。

各種消防施設や設備の充実を図るとともに、組織の適正化を進め、町全域における消防体制の強化を図ります。また、地域の消防団活動を促進し、常備・非常備の各消防体制充実を図ります。

防犯意識を高め、地域ぐるみの防犯活動によって犯罪を未然に防ぐまちづくり を進めます。

交通安全対策については、交差点や危険箇所における道路の改良や、カーブミラーをはじめとする安全設備の充実などにより、適切な安全対策を講じます。

施策の体系

防災・防犯 ・交通安全	防災体制の充実
	防災対策の充実
	消防体制の充実
	救急体制の充実
	防犯体制の充実
	消費者対策の充実
	交通安全対策の充実
	地域ぐるみで進める安全まちづくり

施策の概要

防災体制の充実

国民保護計画・地域防災計画の策定、防災無線設備の整備により危機管理体制を強化し、災害時における対応力の強化を図ります。また、住民主体の安全なまちづくりを推進するため、自主防災組織の育成・強化を促進します。さらに、ハザードマップ(災害想定区域等を示した図面)を作成、配布して、地域ぐるみでの防災情報の共有を進め、災害に強いまちづくりを住民とともに進めます。

防災対策の充実

自然災害については、危険区域の調査や河川整備、ため池の管理などの防災事業を一層促進します。また、まちづくりにおける防災面の配慮を重視し、宅地造成や建築物に対する防災対策の充実を図ります。さらに、防災情報システムの活用を図り、広域的な災害情報連絡体制の一層の充実を図ります。

非常用食料や毛布などの計画的な備蓄を図るための備蓄用倉庫について、各校 区ごとに整備を推進します。また、防災訓練などの定期的な実施を通じ、防災意 識の啓発を促進します。

消防体制の充実

高松市西消防署綾川分署を拠点とした、消防施設の整備、設備の更新、組織の 適正化により、常備消防体制の充実を計画的に進めます。

中層建築物や空港での災害および内陸工業団地における災害などに十分対処で きるよう、関連装備の増強と近代化、消防水利施設の確保と適正配置に努めます。 また、地域に根ざした消防団活動により、非常備消防体制の充実を促進します。

救急体制の充実

高松市西消防署綾川分署を拠点とした救急活動により、救急医療機関との連携 充実に努めるとともに、迅速で的確な救急搬送ができるよう、関連装備の維持、 計画的な更新を進めます。

防犯体制の充実

地域ぐるみで犯罪を未然に防ぐ意識を啓発し、地域の安全性を高めることに努めます。また、青少年の非行防止や暴力追放に向けた運動などの取り組み、相談・指導体制の確保について、警察や関連団体と連携しながら進めていきます。

消費者対策の充実

県消費生活センターとの連携により、消費生活相談窓口の確保に努め、相談対応や意識啓発活動の充実を進めます。

交通安全対策の充実

交通網の充実、交通量の増加等に対応し、交通安全設備の充実に努めます。また、交通安全に関する学習機会や広報活動、キャンペーンなどを通じ、交通安全対策の充実を進めます。

地域ぐるみで進める安全まちづくり

防火・防災・防犯・交通安全など、暮らしの安心感醸成につながる取り組みを 地域ぐるみで進めるため、各種広報活動や住民による自主的な活動の支援に努め ます。







第4章 わたしらしさが輝く学びとふれあいづくり

第4章の位置づけ

<まちづくりの理念>

安らぎ・いきいき・定住のまち 自然と歴史が輝くまち 地域ぐるみで育むまち < 綾川町の将来像 >

「 いきいきと 笑顔あふれる 定住のまち あやがわ 」

あたたかく支えあう健やかな暮らしづくり

~保健・福祉・医療

やさしさを育む豊かで心地よい環境づくり

~自然・地域環境

かいてきで安全なふるさとづくり

~ 土地利用、地域基盤、 安全まちづくり

第4章

わたしらしさが輝く学びとふれあいづくり

~ 生涯学習・スポーツ、 ふれあい・交流

- 1.学校教育 2.生涯学習 3.文化・スポーツ
- 4. 青少年育成 5. ふれあい・交流

まちを元気にする産業の活力づくり

~ 産業振興

ちいきぐるみで進めるまちづくり

~コミュニティ、 住民参加、行財政

1.学校教育

【現況と課題】

生涯を通じた学びの環境づくりを進めるなかで、学校教育はその中核的な役割 を果たしています。

幼児教育については、就学前時期における大切な教育機会として、また、子育 て支援の観点からも、認定こども園などの保育・教育内容の統合も検討されるな ど、重要な役割を担っています。

義務教育については、次代の町を担う人づくりとして、また、人間力を育む場として、今後も充実させていく必要があります。

学校教育施設・設備については、老朽化が進んでいるものもあり、改修など計画的な維持・更新を図り、有効に活用していくことが求められます。

開かれた学校づくり、社会教育との連携など、地域や世代の広がりある教育機会の充実にも取り組んでいます。

施策の方針

幼児教育については、幼児の個性や成長に応じた教育環境を見直すとともに、 保育との連携を図りつつ充実させます。

学校教育については、国際化や高度情報化社会などへの適応力を育てる指導体制を充実させるとともに、個性の伸長・思いやりや、郷土への愛着・考える力を育てる教育を、学校・家庭・地域が一体となって進めます。施設・設備については、改築を含め計画的な改善を図ります。また、統合により廃校となった小学校跡地の有効な活用方法についても検討していきます。

小学校・中学校生徒数の推移

単位:人

		平成14年	平成15年	平成16年	平成17年	平成18年
小	旧綾南町	1,143	1,153	1,122	1,120	-
学	旧綾上町	330	308	308	286	-
校	計(綾川町)	1,473	1,461	1,430	1,406	1,349
中	旧綾南町	635	607	602	591	-
学	旧綾上町	162	155	169	158	-
校	計(綾川町)	797	762	771	749	754
	合計	2,270	2,223	2,201	2,155	2,103

資料:教育委員会(各年5月1日現在)

施策の体系

学校教育	幼児教育体制の充実	
	特色ある学校づくりの推進	A D
	学校教育環境の充実	Α
	教職員研修の充実	
	小学校跡地利用方策の検討	
	社会教育との連携	

印は「まちづくり重点プロジェクト」の該当テーマをあらわしています。

施策の概要

幼児教育体制の充実

未来のふるさとを担う健やかな子どもの育成、また、子育て支援の観点から、 認定子ども園などの幼保一元化による幼児保育の充実に関する検討を進めていき ます。

特色ある学校づくりの推進

人間力を高める教育の充実のため、外部講師による授業、情報教育の推進、外国人英語教師の有効活用、ふるさとの歴史を学ぶ学習など、地域と連携し、次代を担う子どもを育てる特色ある学校づくりを進めます。

学校教育環境の充実

学校教育施設の整備、耐震補強などによる安全・快適に学ぶことのできる環境づくりを充実します。また、特別支援教育をはじめとする多様な学校教育へのニーズにも対応を図ります。

教職員研修の充実

教職員の資質や指導力を高めるため、教職員研修の充実を図り、より質の高い 教育へとつなげていきます。

小学校跡地利用方策の検討

旧羽床上小学校跡地について、効果的な利用方策の検討を進めます。

社会教育との連携

公民館を中心とした体験活動・地域活動・世代間交流・国際交流など、社会教育部門との連携による教育機会の充実に努め、開かれた学校づくり、地域社会とのふれあいの場づくりを進めます。また、放課後対策として行われている「放課後児童健全育成事業」によるなかよし学級の制度活用を進めていきます。





2. 生涯学習

【現況と課題】

こころの豊かさがこれまで以上に求められる今日、生涯学習の果たす役割もま すます重要になってきています。

本町では毎年度「綾川町の社会教育」の冊子を作成し、目標・方針、施策など の位置づけを行い、生涯学習、社会教育行政を進めています。

生涯学習の場として、講座の開設、関連施設の開放・各種団体の自主的な活動の支援など、さまざまな取り組みを行っています。今後も、こころ豊かに暮らすことのできる学びの環境づくりを充実させていく必要があります。

ボランティア団体をはじめとする住民の自主的な活動により、地域の清掃、夏祭り、文化祭などが行われており、今後もこうした自主的な取り組みを促進していくことが大切です。

「放課後子どもプラン」として、文部科学省の新しい事業「放課後子ども教室推進事業」と、厚生労働省の放課後児童クラブ(学童保育)の二つの事業を両省の連携のもと実施し、全国の小学校区に「一体的あるいは連携して」整備しようとする方向で、国において検討が進められています。



施策の方針

文化・余暇活動などの多様な学習ニーズへの対応や、地域の歴史・自然環境などを知り、郷土への愛着を育むような生涯学習環境の充実に向け、各種学級・講座の開催などの取り組みを進めるとともに、住民による主体的な学習活動を支援します。

既存の施設の有効活用、施設間の連携強化のほか、図書館の改築を検討するとともに、生涯学習機能を有する施設の必要に応じた整備・改修を進め、住民の日常的な生涯学習活動環境の向上に努めます。

地域・学校などのあらゆる場において、人権教育活動を展開し、住民の人権意識の普及高揚に努めます。

施策の体系

生涯学習	生涯学習環境の充実	
	身近な生涯学習の場の充実	Α
	人権教育・啓発の推進	А
	各種クラブ・団体への支援	
	きめ細かい学習ニーズへの対応	
	放課後対策等の充実	

印は「まちづくり重点プロジェクト」の該当テーマをあらわしています。

施策の概要

生涯学習環境の充実

「綾川町の社会教育」などの計画に基づき、生涯学習全般の充実を進めます。 生涯を通じて学びによる生きがいや楽しみを感じることのできるまちづくりをめ ざし、公民館講座の開催をはじめとする生涯学習環境の充実を進めます。

身近な生涯学習の場の充実

住民の生涯学習活動を支援するため、自治公民館・集会所などの整備・改修に よる身近な生涯学習の場の充実を進めます。

社会教育の拠点として、また、情報センターとしても機能するよう、図書館の 改築を検討します。

人権教育・啓発の推進

誰もが差別なく暮らすことのできるまちづくりに向け、子ども・女性・障害者・高齢者・同和問題など広く人権問題を取り上げて、研修会や講習会を開催するとともに、広報紙やポスターの積極的な活用を図り、人権に関する教育や啓発活動を推進します。

各種クラブ・団体への支援

健康づくりやスポーツクラブの育成、地域の充実を目指す地域活動グループ、 老人学級への支援、活動場所の確保など、住民による自主的な学習活動への支援 に努めます。

きめ細かい学習ニーズへの対応

少子高齢化などの時代背景を踏まえた学習ニーズにきめ細かく対応し、関連部門との連携を図り、多様な学習機会の提供に努めます。

放課後対策等の充実

国における「放課後子どもプラン」の検討を踏まえつつ、生涯学習部門と福祉 部門の連携による、児童の放課後対策の充実、子育て支援などの取り組みに関し 検討、実践に努めます。







3. 文化・スポーツ

【現況と課題】

住民による文化・スポーツ活動は心身を通じた豊かな暮らしに向け大きな役割 を担うものです。

本町には、滝宮天満宮、法道寺など多くの歴史的文化財があります。また、滝宮念仏踊、親子獅子舞、主基斎田お田植祭りなど多くの伝統行事もあります。これらの保存・伝承・情報の発信及び学習機会の充実が今後も求められます。

文化活動は、ふれあいや交流、ふるさとらしさなど、さまざまな効果をもたらすものです。文化協会の各団体において活発な活動が行われており、今後もこうした取り組みを支援する必要があります。

スポーツ施設については総合運動公園、ふれあい運動公園の整備が進み、町民の生涯スポーツ活動の拠点として利用されています。スポーツは健康づくり、介護予防など、心身の健やかな生活にとって重要な役割を担っているため、体育協会など関連団体への育成支援を通じて、スポーツ活動の促進が必要です。







施策の方針

長年培われてきた伝統文化については、その保存・継承活動を支援し、町固有の文化として守り育てていきます。また、貴重な歴史的文化財については、適切な保存に努めます。

スポーツ施設については、既存施設の機能を十分に活用するとともに、施設の 有効利用を進めます。

住民が気軽に参加できる文化祭やスポーツ大会の開催により、発表の場や競技 参加の場を提供し、文化やスポーツ活動の活性化を図ります。また、住民が優れ た文化やスポーツに触れる機会の充実に努めます。

施策の体系

	歴史的文化財の保存・整備	
	伝統行事の保存・伝承	D
	文化・スポーツ活動の活性化	
文化・スポーツ	スポーツ施設の有効利用	
	指導者の確保・育成	
	関連団体の活動支援	С
	情報提供の充実	D

印は「まちづくり重点プロジェクト」の該当テーマをあらわしています。

施策の概要

歴史的文化財の保存・整備

歴史的な文化財を正しく管理し、後世へと伝承するために適切な保存を行います。また、町民や観光客が訪れやすいよう、標識・案内板などの周辺環境の整備を進めます。さらに綾川町文化財保護協会の組織充実に努めます。

伝統行事の保存・伝承

本町に伝わる民俗的な伝統行事の保存及び伝承を支援・促進します。

文化・スポーツ活動の活性化

文化祭の開催、スポーツ大会などの活動にかかわるさまざまな行事の活性化を 促進します。

スポーツ施設の有効利用

心身を通じた健やかな暮らし、生きがい、楽しみなど、住民の生涯スポーツ活動を支援するため、関連施設の連携を図り、有効利用を進めます。

指導者の確保・育成

文化活動やスポーツに対する多様なニーズに住民同士で応えるしくみづくりや 広がりをめざし、指導者やリーダーとしての人材の確保・育成を促進します。

関連団体の活動支援

文化協会や文化グループ、体育協会やスポーツ少年団など多様な団体活動の支援を通じ、住民の自主的な文化・スポーツ活動を促進します。

情報提供の充実

人材や団体、活動内容、活動場所など、多くの住民が文化・スポーツ活動に気軽に触れることができるよう、広報紙やホームページなどを通じてさまざまな関連情報提供の充実に努めます。

4. 青少年育成

【現況と課題】

核家族化・少子高齢化・価値観の多様化など、家族をめぐるさまざまな社会情勢の変化が見られています。そのため、地域社会においては教育力の高揚や少年 非行の防止対策が強く求められています。

今後も、素直で明るく、しっかりとした自分の意志を持ち、希望に満ちあふれ た健全な青少年の育成を目指していく必要があります。

施策の方針

継続的な街頭指導や巡回を行い、少年や地域の実態にあわせて関係機関と連携をはかりながら、情報収集や継続的な指導・相談を行っていきます。

地域ぐるみでの有害環境浄化の活動や、有害情報サイト、有害図書の危険性を 地域や家庭へ広報・啓発していきます。

不登校児童・生徒に対して、学校や家庭との連携をはかり、再登校や進学・就職に向けての支援や環境づくりに努めます。



青少年育成	補導・相談活動の充実
	広報・啓発・環境浄化活動の充実
	不登校児童・生徒への支援活動の充実

施策の概要

補導・相談活動の充実

学校や警察・少年育成センターなど関係機関との連携を深め、非行や不良行為の早期発見に努めるとともに、指導を行っていきます。また、子どもや親の悩みを理解し、相談活動を行います。

広報・啓発・環境浄化活動の充実

町広報紙やリーフレットの配布により、青少年育成に有害な環境の浄化活動に 家庭や地域ぐるみで協力・参加できるよう、意識啓発に努めます。また、有害情報サイト・有害図書の危険性の周知もあわせて行います。

不登校児童・生徒への支援活動の充実

ふれあいや様々な体験活動・個別相談を通して、自立心やコミュニケーション 能力・自己肯定感の育成が図れる環境づくりを行います。また学校や家庭との連携を密にし、再登校や進学、就職に向けて協力して支援活動に当たります。

5.ふれあい・交流

【現況と課題】

コミュニティ意識の希薄化が指摘されるなか、支えあいの福祉社会や地域ぐる みの安心・安全なまちづくりが目指されるなど、地域におけるふれあい・交流は ますます重視されています。

地域コミュニティにおけるふれあい・交流を促進するため、各種イベントの開催、外国人との交流機会などを設けていますが、今後もこうした機会の維持・充実を通じ、住民が気軽にふれあえる環境づくりを促進していく必要があります。

本町は昭和54年に北海道秩父別町と姉妹縁組を締結し、さらに平成7年に中 国河北省新楽市と友好都市を締結しており、両自治体との交流を深めています。

施策の方針

町全体でのイベントを開催するなど、住民の結びつきを深める交流活動を支援 します。また、各種イベントにより、周辺市町との広域的な交流を促進します。

町内在住の外国人との交流や外国人講師の招致、ホームステイや人事交流など、 国際文化の理解を深める国際交流活動を進めます。

姉妹・友好都市交流活動を通じ、多様なコミュニケーションによる人づくり、 ふれあいの広がりを促進します。

施策の体系

ふれあい・交流	住民交流イベントの開催
	国内外との交流の推進
	国際感覚の養成

施策の概要

住民交流イベントの開催

スポーツ大会や文化交流会を開催するなど住民がふれあえるような各種イベントを開催し、住民の結びつきを深める機会の提供につとめます。

国内外との交流の推進

姉妹都市交流活動をはじめとして、他地域とのふれあい・交流活動の充実に努めます。また、国際化という時代潮流を踏まえ、海外友好都市交流、町内・在住外国人との交流などの多様な国際交流を推進します。

国際感覚の養成

学校教育や生涯学習などにおいて、外国語や外国文化に触れる機会の拡充を図 ります。



第5章 まちを元気にする産業の活力づくり

第5章の位置づけ

<まちづくりの理念>

安らぎ・いきいき・定住のまち 自然と歴史が輝くまち 地域ぐるみで育むまち < 綾川町の将来像 >

「 いきいきと 笑顔あふれる 定住のまち あやがわ 」

あたたかく支えあう健やかな暮らしづくり

~保健・福祉・医療

やさしさを育む豊かで心地よい環境づくり

~自然・地域環境

かいてきで安全なふるさとづくり

~ 土地利用、地域基盤、 安全まちづくり

わたしらしさが輝く学びとふれあいづくり

~ 生涯学習・スポーツ、 ふれあい・交流

第5章

まちを元気にする産業の活力づくり

~ 産業振興

1. 農林業 2. 商工業 3. 観光

ちいきぐるみで進めるまちづくり

~コミュニティ、 住民参加、行財政

1.農林業

【現況と課題】

農林業は、長らく本町の基幹産業として重要な役割を果たしてきました。また 現代においても、内外の厳しい条件にさらされながら、ふるさとらしさや人・環 境へのやさしさにあふれる産業として大切な役割を担っています。

農業従事者の減少・高齢化により、農業基盤の維持管理等が難しくなる面も見られます。

今後も、関連する基盤の充実や人材の確保・育成などを通じ、基幹産業として 育んでいく必要があります。

施策の方針

は場整備、農道整備、水路・ため池整備による農業用水確保、生産環境の充実を進めます。また、農業従事者の減少と高齢化に対応し、農地・水・環境保全向上対策を実施し、地域ぐるみで農業基盤を保全する取り組みを進めます。

次代の農業等を担う後継者育成、経営体育成などの長期的な視点に基づく経営 支援に努めます。また、新規就農支援、中核的な担い手育成による幅広い農業人 材確保により、活力と安定感のある農業経営を支援します。

また、将来の地域の農業を先導する認定農業者、特定農業団体、担い手を育成することにより、生産性の向上を図ります。

園芸作物をはじめとする当地域独自の産品を活かした特産品を創出するなどにより、ブランド化・高付加価値化を推進します。また、イベントの実施や農林業 交流などを推進し、町の農林業を広くアピールしていきます。

食育や食の安全性への注目が集まっているなかで、安全・新鮮メニューの発信・普及による地産地消を推進します。

環境にやさしい農業の推進を図ります。

畜産事業の集団化を促進し、経営の合理化、近代化を図ります。また、畜産公 害の防止対策を講じます。

森林の持つ多面的な公益性を踏まえ、山林の保全に努めます。

施策の体系

農林業	農業等生産環境の充実	
	農地流動化の促進	
	農業等経営支援	
	特産品の創出・ブランド化	В
	P R 事業による農林業の多面的活用	В
	地産地消の推進	
	環境保全型農業の推進	
	畜産の振興	
	林業の振興	

印は「まちづくり重点プロジェクト」の該当テーマをあらわしています。

施策の概要

農業等生産環境の充実

農林業生産環境の向上に向け、ほ場・農道・水路などの生産基盤の整備を進めます。また、当地域が有するため池や田園景観を維持するとともに、優良な農地の良好な状態での保全に努めます。

また、農業従事者の減少と高齢化に対応し、地域ぐるみで農業基盤を管理する取り組みを進めます。

農地流動化の促進

農業振興地域整備計画の方針に基づき、土地改良事業、農地利用集積などを通じ、優良農地の確保及び流動化を促進し、効果的な営農環境形成を支援します。

農業等経営支援

各種研修の実施などにより、農業の経営改善を促し、担い手への農用地利用集 積、集落営農の促進に努めます。

農業後継者の減少と高齢化が進む中、意欲ある新規就農者・中核的な担い手の 確保、育成に努めます。

増加傾向にある遊休農地及び耕作放棄地の利活用や農作業の受委託の営農支援 を行う綾歌南部農業振興公社の利用促進に努めます。

将来の地域の農業を先導する認定農業者、特定農業団体、担い手を育成することなどにより、生産性の向上を図ります。

特産品の創出・ブランド化

園芸作物をはじめとする当地域独自の産品を活かした特産品を創出するなどにより、ブランド化・高付加価値化を推進します。また、香川県農業試験場の早期 移転整備を働きかけ、既存の農業関連施設との連携を図ることにより、地域にあった産品の研究・開発に取り組みます。

PR事業による農林業の多面的活用

特産品の創出、農村交流の推進などによる地域性やブランド力の確立をめざし、 PR事業を推進します。

また、道の駅「滝宮」、うどん会館、レクレーション農園・観光農園、産地直売施設などを拠点として、グリーンツーリズム(自然の中での農林業体験などを通じ、心の安らぎを得るレジャー)の展開や、自然環境や景観の保全、防災環境としてなど、農林業環境の持つ多面的機能を活用した展開に努めます。

地産地消の推進

学校給食に地元産の農産物を積極的に取り入れるなど、地産地消の取り組みを推進し、新鮮で安全な農産物の地元への提供と、当地域の農業や食文化への理解を深めていきます。

環境保全型農業の推進

環境にやさしい農業の推進を図るため、生産から流通・消費にわたる理解を促進するための啓発活動の充実、および適切な肥培管理や農薬の飛散防止に配慮した病害虫の防除体制を確立するとともに、家畜排泄物や農業生産資材廃棄物の適正処理を推進します。

畜産の振興

畜産農家の理解と協力を得て、飼育の集団化を促進し、経営の合理化、近代化を図ります。また、畜舎などの飼養施設・飼養技術の改善や糞尿浄化施設などの設置の促進と指導の強化に努めることで、畜産公害を防止します。

林業の振興

防災、景観、環境、癒しなど、森林の持つ多面的な公益性を踏まえ、町民参加・森林ボランティア(里山オーナー制度等)・地域における森林づくり、保全事業を推進するとともに、林道の維持・町有林の整備に努めます。



2.商工業

【現況と課題】

町のにぎわいや雇用・就労など、地域に根ざした産業として商工業の果たす役割には大きいものがあります。

比較的小規模な商工業が主となっていたなかで、香川とかめ、国時、国弘工業団地の整備や沿道型商業店舗の開設など、拠点形成の動きも進んできているところです。

大規模商業地域の整備により、地元産品の流通・消費活動拠点として、農業を はじめとする町産業全般への波及効果も期待されます。

関連団体への支援などを通じ、今後も商工業の振興に努める必要があります。

施策の方針

商工会活動・中小企業への支援などにより、地元商業の活性化を図ります。また、滝宮地区での大規模商業地域の開発により、商業振興のみならず、地元農産品の消費拡大などによる町産業への相乗効果をめざした取り組みとして、地域経済の活性化を推進します。

人材育成や経営の安定化、生産の向上のための支援を行い、地元工業の活性化を図ります。

地元産業の活性化や雇用の場の拡大を図るため、新たな企業の誘致に努めます。

商工業	商業の活性化	
	地元工業の振興	
	新たな企業の誘致	В
	新産業の育成	
	関連団体との連携強化	

印は「まちづくり重点プロジェクト」の該当テーマをあらわしています。

施策の概要

商業の活性化

地場産業を中心とした、地域に根ざした商業の促進、関係団体・異業種間の連携、支援制度の充実により、活性化に向けた取り組みを進めます。

また、店舗の共同化など魅力ある商業環境づくりに向けた取り組みを促進します。

地元工業の振興

人材の育成・技術開発の促進・支援制度の充実など、地元工業の振興を図ります。

新たな企業の誘致

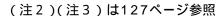
企業誘致条例の活用など、新たな企業誘致、産業基盤形成に向けた取り組みを 進めます。

新産業の育成

IT産業やコミュニティ産業といった新たな産業の起業を促進し、SOHO(注2)、テレワーク(注3)といった新しい就労形態を可能にする施策を研究します。また、大規模商業店舗の開発をきっかけとした地元産業との連携、加工・流通・販売の新たなチャンネル開発など、農業をはじめとする各産業との連携、相乗効果の追求をめざします。

関連団体との連携強化

商工会との連携強化を通じ、関連イベントの充実をはじめとする方策により、 町商工業の魅力と活力の向上を促進するとともに、経営者研修会の実施や異業種 交流会など、活性化に向けた活動を支援します。







3. 観光

【現況と課題】

観光は、町産業の柱の一つとして重要な役割を担っています。本町固有の文化 財や自然環境などの観光拠点の整備や、道路整備を通じたネットワーク性の向上 など、観光しやすい町として、多くの人々に訪れてもらえるまちづくりを進めて います。

観光を通じた町の情報発信、住民のふれあい・交流の創出など、さまざまな効果も見据えつつ、今後も、より多くの人々が訪れるよう、観光振興に努める必要があります。

施策の方針

交通ネットワークを活かした観光のまちとして、多くの人々が訪れることのできる観光拠点を整備・充実します。また、新たな観光資源の開発を進めます。

広域観光協会との連携を強化し、町内及び広域的な観光資源の連携に努めます。 また、地元特産品を活用した観光の振興を図ります。

観光案内板の設置や観光マップの作成などによる来訪者への情報提供の充実を図ります。また、町ホームページ、広報紙による広域的な情報発信や、まつりをはじめとする魅力あるイベントの開催により、観光PRの強化を図ります。

観光	観光拠点の整備・開発	
	観光情報PRの強化	
	観光資源の連携強化	В
	交流・イベントの推進	
	地域産品を活用した観光の振興	

印は「まちづくり重点プロジェクト」の該当テーマをあらわしています。

施策の概要

観光拠点の整備・開発

綾川周辺の滝宮天満宮や滝宮公園及び道の駅「滝宮」、柏原渓谷キャンプ場及び 高山航空公園などの主要な観光資源については、必要な整備を進め、観光拠点と しての充実を図ります。

また、個々の観光施設・資源の有機的連携を図るため、グリーンツーリズムなどのモデルルートを構築し、周遊型、滞在型の魅力ある地域独自の新たな観光プログラムを導入します。

観光情報PRの強化

観光案内拠点・設備の充実、インターネットによる地域観光情報の発信など、 町の観光情報に関するPRを強化します。

観光資源の連携強化

広域観光協会との連携を強化し、町内及び広域的な観光資源の連携、モデルルートの構築による広がりのある観光のまちづくりを進めます。

交流・イベントの推進

いちごフェスタ、サマーフェスティバルをはじめとするにぎわい・ふれあいの場となる交流・イベントについて、住民参加や住民による自主的な活動として充実を促進します。

また、町民ガイドを育成するなどにより、住民による主体的なもてなし活動を 促進します。

地域産品を活用した観光の振興

地域の特産品を活用した観光客の誘致を促進し、観光の振興を図ります。







第6章 ちいきぐるみで進めるまちづくり

第6章の位置づけ

<まちづくりの理念>

安らぎ・いきいき・定住のまち 自然と歴史が輝くまち 地域ぐるみで育むまち < 綾川町の将来像 >

「 いきいきと 笑顔あふれる 定住のまち あやがわ 」

あたたかく支えあう健やかな暮らしづくり

~保健・福祉・医療

やさしさを育む豊かで心地よい環境づくり

~自然・地域環境

かいてきで安全なふるさとづくり

~ 土地利用、地域基盤、 安全まちづくり

わたしらしさが輝く学びとふれあいづくり

~ 生涯学習・スポーツ、 ふれあい・交流

まちを元気にする産業の活力づくり

~ 産業振興

第6章

ち い き ぐ る み で 進 め る ま <u>ち づ く り</u>

~コミュニティ、 住民参加、行財政

1.住民自治・コミュニティ 2.多様な住民参加 3.行財政

1. 住民自治・コミュニティ

【現況と課題】

住民ニーズが多様化・高度化するなかで、住民自治やコミュニティづくりを支援するための拠点施設として、町内自治公民館・自治集会所などが活用されており、このような施設の整備・充実が求められています。

自治公民館・自治集会所連絡協議会によるリーダー養成研修や先進地視察研修 が実施 されています。また、綾川町自治連合会が組織され、自治組織活動の連 携・強化が検討されています。

今後も住民自身の手による取り組みや、住民と行政の協力による取り組み(協働)の機会充実をめざし、地域ぐるみのまちづくりの実践に努めることが必要です。

施策の方針

住民自治・コミュニティ活動の拠点として、公民館などの整備・充実を図ります。

自治会などへの支援を通じ、住民同士のコミュニケーションを促進し、住民自治・コミュニティ活動をはじめとする多様な活動の活性化を促進します。

まちづくりリーダーの育成、ボランティア活動への支援など、住民が主体となったまちづくり事業への支援に努めます。

住民自治・コミュニティ

自治・コミュニティ活動の場の充実

自治・コミュニティ活動の支援

住民主体のまちづくり事業

Α

印は「まちづくり重点プロジェクト」の該当テーマをあらわしています。

施策の概要

自治・コミュニティ活動の場の充実

公民館や集会所、公園、スポーツ広場など、自治・コミュニティ活動に関わる場の維持・充実に努めます。

自治・コミュニティ活動の支援

地域の特性や課題に応じた住民自治の促進とコミュニティの強化を図るため、 自治会などの自治組織活動の強化に努めるとともに、その他の地域活動組織の活 性化に向けての支援を行います。

住民主体のまちづくり事業

住民と行政が協力しつつ、住民主体のまちづくりを推進するため、住民のまちづくりに対する参画意識の醸成を図るとともに、まちづくりリーダーの育成に努めます。

また、まちづくりに関するアドバイザーの派遣や、ボランティア活動などへの 支援、地域の特色を活かしたモデル的な住民主体のまちづくり事業に対する支援 について、制度の確立と充実に努めます。

2. 多様な住民参加

【現況と課題】

住民自治や住民と行政の協働を進めるためにも、日頃からの多様な住民が参加できる機会を作っておくことが大切です。

広報紙、町議会だより、町ホームページによる広聴・広報活動、情報公開制度による行政情報の公開がおこなわれており、今後も継続・充実させていく必要があります。

女性会議・各種審議会が設置され、さまざまな形態での住民活動が行われています。住民の多様な参画を一層進めるため、男女共同参画プランをはじめとする 各種計画・制度の策定も求められます。

施策の方針

住民の多様な参画と協力によるまちづくりを進めるため、広報紙・町ホームページなどの様々な広報媒体を活用しつつ、行政情報の公開を推進します。また、住民会議、モニター制度など多様な参画機会を通じた住民ニーズの把握と対話を推進し、住民との協働の実践に努めます。

各種審議会への女性登用をはじめとする、男女が平等に社会活動に参画できる 環境づくりをめざし、男女共同参画プランの策定を行います。

多様な住民参加	広聴広報活動の充実	D
	行政情報の公開	
	住民参画システムの確立	
	男女共同参画の推進	

印は「まちづくり重点プロジェクト」の該当テーマをあらわしています。

施策の概要

広聴広報活動の充実

町広報紙、議会だより、町ホームページなどによる広報活動の充実を図るとと もに、町政モニター会の開催や各種アンケートの実施による広聴活動の強化に努 めます。

行政情報の公開

情報公開制度の適切な運用により、住民ニーズに応じた行政情報の公開に努めます。

住民参画システムの確立

住民会議の設置など、適切な住民参加を促進するためのシステムの確立に努めます。

男女共同参画の推進

男女共同参画プランの策定を推進するとともに、意識啓発、各種審議会など社会参加の促進、女性会議の拡充、関連団体やグループへの支援を通じて男女共同参画を推進します。

3.行財政

【現況と課題】

住民とともにまちづくりを進める主体として、厳しい経済財政状況のもと、安 定と活力のある行政運営を継続していくことが求められます。

町組織の再編などによる簡素で効率的な行政運営体制の充実に努めるとともに、 きめ細かい点検評価に通じた行財政運営に一層取り組んでいくことが必要です。

施策の方針

住民ニーズに応じた効率的・効果的な行政運営を図るため、職員定数の適正化 や適正配置を推進するとともに、職員の資質向上に努めます。

また、限られた財源の中で適正な施策展開を図るため、行財政評価制度の活用や民間活力の導入について検討します。

地域の均衡ある発展と住民サービス水準の維持・向上に向けた行政組織を構築 するため、庁舎機能、窓口サービスの充実、町組織の再編を図ります。

行財政	行政組織の適正化
	行財政評価の実践検討
	民間活力の導入検討
	行政サービスの高度化
	財政運営の効率化・適正化
	財源の確保

施策の概要

行政組織の適正化

地方分権の進展により、業務量が増大するなかで、限られた財源を有効に活用 し住民ニーズに対応していくため、組織体制のスリム化、職員定数、配置の適正 化などにより常に時代の情勢を見据えた上で、行政組織としての適正化に努めま す。

行財政評価の実践検討

行財政に関わる評価機会づくりについて検討を進めます。

民間活力の導入検討

外部民間活力の活用・導入により、効果的な事業推進に向けた体制・しくみづくりについて検討を進めます。また、指定管理者制度の活用に努め、効率的な施設運営、有効活用を図ります。

行政サービスの高度化

住民サービスの拠点として、庁舎機能の充実など、行政サービスの高度化を推進します。また、住民基本台帳カードの発行促進をはじめとする行政サービスの利便性向上に取り組みます。

財政運営の効率化・適正化

各種経費の節減に努め、本計画の理念を踏まえ、将来像の達成を目指すなかで、 財源を重点的・効率的に配分し、各種の施策を積極的に展開します。また、特定 の住民を対象とした事業については、受益の範囲内において受益者負担を求める などの公平性の確保を進めます。

財源の確保

税意識の高揚を図り、課税客体の的確な把握と収納率の向上に努め、自主財源の中心となる町税を確保します。また、国・県の負担金・補助金制度の効率的活用を図るなど、財政全般の健全性を確保する財政運営を行います。



資料編

用語集

用語	内 容
ノーマライゼーション	障害のある人や高齢者など、社会的に弱い立場にある人の生活を、可能な限り
	健常者の生活と同じようにすることについての考え方、またそれらを支援する
	運動のこと。
SOHO	「Small Office Home Office」(スモールオフィス・ホームオフィス)の略。
	小規模事務所(Small Office)や、自宅兼用の事務所(Home Office)で、IT
	(情報通信技術)の活用等により仕事をする働き方。
	最近ではモバイルワーカー、サテライトワーカー、ホームワーカー、マイクロ
	ビジネスマン(零細事業者)、テレワーカー全体を指す言葉としても使われて
	います。
テレワーク	インターネット等の情報通信を利用し、大きなオフィスに集合することなく、
	「遠く離れたところ(TELE)で仕事を行うこと(WORK)」を言う。

綾川町第1次総合振興策定委員会委員名簿

氏名	所属
宮本 勝利	綾川町議会議長
香川 秀行	綾川町議会総務常任委員会委員長
細川 正男	綾川町自治会連合会副会長
穴吹 和子	綾川町婦人会会長
稲毛 義晴	民生児童委員協議会会長
大原 昌樹	老人介護支援センター所長
中尾 保雄	綾川町農業委員会会長
前田 博文	綾南町商工会会長
笠井 仁治	綾川町教育委員会教育委員
松村 賢	綾川町公民館運営審議会委員長

平成19年2月13日

綾川町長 藤井 賢 様

綾川町第1次総合振興計画策定委員会 代表 中尾 保雄

綾川町第1次総合振興計画に対する答申

平成18年3月21日、綾上町、綾南町の合併により綾川町が誕生しました。町内各地域において長年培われた歴史や文化を尊重・継承しつつ、 綾川町としての新たな歴史を刻み、更なる発展を図ることが今後求められています。

2 1世紀を迎え、少子高齢化社会・高度情報化社会の到来などによる社会情勢の変化に伴い、町民のニーズも多様化し、さらに国による三位一体改革・市町村合併などの地方行財政改革により、地方公共団体の置かれている状況は厳しさと重要性を増し、これまでにない大きな変革が求められています。

このような中、綾川町の町政運営において最も基本となる綾川町第1次総合振興計画の策定作業にあたっては、町民各層の代表である委員全員が、綾川町がこれから歩むべき方向を総合的・長期的視点で考えて策定し、審議をしてまいりました。

その結果、本計画は綾川町の特性や住民のニーズ、今後のまちづくりの目標・理念を総合的に捉えたものであるため、平成19年度から28年度までの10年間の長期計画として妥当であると判断し、答申いたします。なお、本計画の推進にあたっては、町民、議会、行政が一体となって取り組み、綾川町の発展につながることを希望いたします。





町花 [水仙]



町木 [梅]

綾川町第1次総合振興計画

- 発 行 / 香川県綾川町● 発行年月 / 平成19年3月● 編集・企画/ 綾川町企画財政課